

第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 2 日)

平成 1 8 年 6 月 2 0 日 (火曜日)

議事日程

平成 1 8 年 6 月 2 0 日 午前 9 時 3 1 分開議

日程第 1 一般質問

通告順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	1 8	沢 田 正 己	1. 大山観光について
2	1 5	二 宮 淳 一	1. 防災対策とその取組状況について 2. 町有財産の管理について 3. 大山振興室の役割について
3	8	岩 井 美保子	1. 庄内線の巡回バスについて 2. ポジティブリスト制度について
4	1 1	諸 遊 壤 司	1. 町内の住宅地図と電話帳の早期配布について 2. 大山町総合計画(案)についての提言について
5	9	秋 田 美喜雄	1. 各種滞納金について
6	3	吉 原 美智恵	1. 景観法に対する認識について
7	2	西 尾 寿 博	1. 自動体外式除細動機(AED)の町内公共施設への導入について 2. 日本海を舞台にした国内最大級の麻薬密輸事件について
8	6	森 田 増 範	1. 大山「蓮浄院」整備について
9	2 0	西 山 富三郎	1. 幼児教育計画の策定について 1. 町誌の「さいご踊り」の記載について
1 0	4	遠 藤 幸 子	1. 団塊世代の地域参画について
1 1	1 3	小 原 力 三	1. 蓮浄院の修理について 2. 大山道路の拡幅について
1 2	1 4	岡 田 聰	1. 県の広域路線バスの補助制度見直しの影響について 2. スポレク鳥取 2 0 0 6 の PR について

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

通告順	議席番号	氏 名	質 問 事 項
1	1 8	沢 田 正 己	1. 大山観光について

2	15	二宮 淳一	1. 防災対策とその取組状況について 2. 町有財産の管理について 3. 大山振興室の役割について
3	8	岩井 美保子	1. 庄内線の巡回バスについて 2. ポジティブリスト制度について
4	11	諸遊 壊司	1. 町内の住宅地図と電話帳の早期配布について 2. 大山町総合計画（案）についての提言について
5	9	秋田 美喜雄	1. 各種滞納金について
6	3	吉原 美智恵	1. 景観法に対する認識について
7	2	西尾 寿博	1. 自動体外式除細動機（AED）の町内公共施設への導入について 2. 日本海を舞台にした国内最大級の麻薬密輸事件について
8	6	森田 増範	1. 大山「蓮浄院」整備について
9	20	西山 富三郎	1. 幼児教育計画の策定について 1. 町誌の「さいご踊り」の記載について
10	4	遠藤 幸子	1. 団塊世代の地域参画について
11	13	小原 力三	1. 蓮浄院の修理について 2. 大山道路の拡幅について
12	14	岡田 聰	1. 県の広域路線バスの補助制度見直しの影響について 2. スポレク鳥取2006のPRについて

出席議員（21名）

1番 近藤 大介	2番 西尾 寿博
3番 吉原 美智恵	4番 遠藤 幸子
5番 敦賀 亀義	6番 森田 増範
7番 川島 正寿	8番 岩井 美保子
9番 秋田 美喜雄	10番 尾古 博文
11番 諸遊 壊司	12番 足立 敏雄
13番 小原 力三	14番 岡田 聰
15番 二宮 淳一	16番 椎木 学
17番 野口 俊明	18番 沢田 正己
19番 荒松 廣志	20番 西山 富三郎
21番 鹿島 功	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 小谷正寿 書記 …………… 汐田美穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山口隆之	助役 …………… 田中祥二
教育長 …………… 山田晋	代表監査委員 …………… 椎木喜久男
大山支所長 …………… 河崎博光	中山支所長 …………… 田中豊
総務課長 …………… 諸遊雅照	企画情報課長 …………… 後藤透
住民生活課長 …………… 福田勝清	税務課長 …………… 野間一成
地域整備課長 …………… 押村彰文	産業振興課長 …………… 渡辺収
水道課長 …………… 小西正記	福祉保健課長 …………… 松岡久美子
人権推進課長 …………… 近藤照秋	教育次長 …………… 狩野実
社会教育課長 …………… 麴谷昭久	幼児教育課長 …………… 高木佐奈江
観光商工課長 …………… 福留弘明	診療所事務局長 …………… 中田豊三
農業委員会事務局長 …………… 高見公治	

午前 9 時 3 0 分 開会

○議長（鹿島 功君） ただいまの出席議員は 21 人であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（鹿島 功君） 日程第 1、一般質問をおこないます。通告順に発言を許します。18 番 沢田正己君。

○議員（18 番 沢田 正己君） おはようございます。私は、大山観光についてということで一般質問してみたいと思います。

ご存知のとおり、地方分権及び三位一体による地方交付金の減額による財源の不足になっている。国の政策としては、自主財源で財政を補うようにという指導をしています。総合計画をみてみましても、10 年後には、だいたい今 1 万 9,000 おる人口が、1 万 5,000 くらいになるのではなかろうかというその予想がたてられておりますが、ところがその 10 年後に中身をだいたい考えてみた時に、増えるのは高齢者が増えて、若者が減るとというのが現実ではなかろうかというふうに考えます。そうした時に、なお我々大山町の農業町におきましても、高齢者ばかりで仮に高齢者が 35% とか 40% になった場合には、若者は当然 35% にしましても、65% の方が若者ということになりますが、その中の恐らく 20% は、これは 15 歳以下の子どもにはなるのではなかろうかというふうな考えがします。そうした時に、誰がそ

の農業をするんだらうか、誰が本当に我々大山町の農業を補っていくんだらうかという感じがいたします。特に今頃の若者の考え方が、「爺さんもうええがな、年金が入るようになっただけ、もう仕事せっさらでもええがな」っていう声を非常にあちこちで聞いております。そうした場合に、本当に農業っていうものが支えられていくんだらうかというふうな感じがいたします。

私はそこで幸いにして、我々わが町におきましては、大山という宝の山があります。他の町民の方からは、大山があるから大山町は儲かっているんだらうなということをおっしゃるけれども、今年の場合をみてみましてでも、3カ月しか使わないスキー場のリフトをみてみましてでも、だいたい4割減位になるではなかろうかということが新聞出されておりましたが、それを見たときに本当に大山のスキー場で儲かっているということはどうも言い難いではないかなという感じがいたします。

そこで私は、私のここで質問をいたすということにつきましては、一年中使える、ここにゴンドラと書いておりますけれども、私は松江のフォーゲルパークに行きました時に、あそこでリフトに乗って頂上まで上がるコースがあります。そうしてみた時に、下の方見たら危ないかなと思ってみたら下のほうに全部網が張ってあって危険度は全然ないということで。ところが、観光客をみるとリフトに乗れんほどの観光客がいきとってなにしとる。これは大きな儲けだな、うちの大山町に頂上まで上がるほどのリフトやゴンドラ付けたら、本当に儲かるんだなと、儲かるんだらうなというふうに考えます。

我々大山町また大山におきましても、いろいろなイベントを行いまして、イベントやっておられますけれども、ほとんどの方は町民の参加者のイベントということが言えるような気がいたします。私の考え方といたしましては、どうしてその観光客を増やしていくか。その観光客の方にどうして金を落としてもらおうかということ。それはご存知のとおり、我々も高齢者になりましたが、大山まで頂上まで上がらいやという者は一人もおらん。「やれきょうとや、足がだるくてどげして上がったがいや」っていう声の方が非常に高い。ところが仮にこれがリフトなりゴンドラを付けた場合には「何と上がらいや、上がってみよういや。若い時は上がったけどな、こんどめ上がってみよういや」というような感じがするのではなかろうかということ。それから観光客もフォーゲルパークに行ったときのような感じで、観光客の方が本当にびっくりするほど乗っておられる。頂上まで上がっている。頂上から上がって眺めるなになが、非常に観光客にはいいというふうな感じを受けます。

そういう意味からしましても、とにかく何とかしてかかって、その大山に観光客を呼び寄せるようなシステムをしていただきたい。このままだったらただの山になってしまうのではなかろうかという感じがします。

ですからせっかくの国立公園大山だということで、大山町の我々の宝の山であるということの感じから、観光客をどうして増やして、どうして自主財源につなげていく

のかということを非常に私感じたような次第でございます。そういうようなことで、現在の高齢者をみてみましても、だいたい30%位に達しているようなことなんでございますので、これは頂上まで上がれるってことは、「やれやれ上がることは無いと思ったのに、こがな施設ができて、まあ上がれるようになって嬉しいことだわい」っていうことのが感じがするような気がいたします。

ですから是非とも町長としては、「いやこれはなかなか難しいわいや、できんわいや」と言われるかもしれませんが、だがしかし、大山という観光町を活かす意味においては、これは元は利にあり、元をかけんと儲かりはしませぬ、そういう意味からですな、元をかけていただいて、観光客が「大山には頂上まで上がるリフトなりゴンドラができたっていうわい」ってことで、観光客にどんどんPRのできる大山にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。町長のご意見を伺いたいと思っております。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、沢田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

私は、常々「大山を核としたまちづくり」これを推進することによりまして、町全体が元気になっていくと申し上げておりますし、そうした見地から沢田議員さんから観光で儲けるべきだというご提言は全く同感でございます。中の原スキー場のリフトもご指摘のとおり休止期間が長く、年間を通じて活用できないものかと検討をしております。

ところで、ただいまのご質問の「大山山頂までゴンドラで行けるようにしないか」というご提案でございますが、大変思い切った発想でございますが、観光客の大幅増が見込める策であるというふうには感じたところではあります。

実は、旧大山町におきましても以前に検討したことがあったそうであります。そのなかで大きな課題がいくつかあることがわかりました。

まず、採算性についてであります。駐車場から山頂までの区間に12人乗りのゴンドラ式のロープウェイ、これを設けた場合には、約30億円の建設費、それに加えて、オールシーズン使用可能とするためには発着点にそれなりの待ち合い施設が必要になるということで、合わせて初期投資として35億円程度が必要になるようであります。維持管理を含めた採算性を考慮しますと、年間に4億円程度の売り上げが必要であり、これはかなり達成困難な数字であるのではないかと考えておるところであります。

次に、課題であります。自然公園法の規制に代表されます自然との調和についてであります。ロープウェイの設置となりますと、大山の景観にかなりの影響を与えることとなります。改めて申し上げるまでもなく、大山の雄大な景観こそが大山が多くの人々に愛され続けているゆえんでもあります。その景観に変更を加えることには慎重でなくてはならないと考えております。自然公園法及び同法施行規則等の諸法令に

よりますと、ロープウェイのルートとして想定される地域の大部分が第1種の特別地域若しくは特別保護地区となっております、原則的に構造物の設置ができないこととされています。また、環境省の定めております「国立公園の公園計画作成要領」には「新設される索道等については、特別保護地区及び第1種特別地域には計画しないこと」と明記されております、法令に適合させることは非常に困難であるというふうに思っております。

大山山頂は増大する登頂者の足によりまして、昭和50年代には植物がほとんどなくなってしまうました。それにより急速に崩壊が進み、まさに危機的な状態になっていたのであります。昭和60年に結成されました大山の頂上を保護する会を中心とした懸命な保護活動や立ち入り規制によって、現在ではかなりのところまで緑が戻ってきたところでもあります。

自然にとって、多くの方が訪れることは必ずしもプラスに作用しないという実例であったというふうに思います。私たちはこうした教訓も考慮しながら、できるだけ広汎な方に自然に親しんでいただけるよう、今後の大山観光のあり方を検討してまいりたいと考えておるところでありますので、今後もしろいろとご提言いただきますことをお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） だいたい町長の答弁は予測したとおりでございます。なかなかうんと言わん。ああそれはいいことだなと言って言わんことは、確かに私も承知しております。いろんな方面から聞いてでもなかなか国立公園というところはそう簡単にはいかんぞということは聞いておりますけれども、だがしかし、これは努力次第ではないかというふうに考えます。

それからもう一つ、ゴンドラと書いておりましたけれど、リフトで乗った場合には、もの凄く運びますよ、人を。10人や5人って、あんたリフトで三人ずつ乗っておって仮に二人ずつ乗っておったってスキー場のリフトも同じことなんです。そりゃもの凄くそりゃ運んでいきますわ。その谷に安全のために下に網を張るといようなかつこうなんです。町長の答弁を聞いてみて、なるほどな、そりゃいけんという気持ちにはならず、だがしかし、何年か先にはこういうことも計画していかんと、とても財源が非常に難しく、先ほど申し上げましたとおり、ただの山になってしまうんではないかなという感じがいたします。

町長、ここは大変でございますけれど、努力していただいて、できるだけ多くの方が大山という山に親しんでいただき、観光客が多く来ていただきますことを特にお願いいたします。町長の答弁をもう一度お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 沢田議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。議員さんおっしゃる思いは私も一緒であります。できるだけ多くの皆さんに多くの回数、

大山に足を運んでいただいて大山の自然の素晴らしさ、大山町の良さを知っていただきたい。そして気持ちよくお金を落とさせていただきたい。それは同じ思いでございます。ただ、大山の魅力は先ほども申しあげましたように、自然公園の中にある自然というのも大きな魅力だというふうに思います。そうすると、その自然というものに手を加える、そこにはある程度一定の、自然を守る上のルールがあるのではないかなというふうに思います。それが一つの自然公園法で定められたものでもあるのではないかなというふうに思うところであります。

この頃、大山町の頂上にも中高年の皆さんが沢山登山に来ておられます。40代、50代、60代、そういった方々、特に女性の姿を沢山見ます。そういった意味では、登り易い山であるわけですが、しかし、その登っていただく方々にも自然を大切にするという思い、そういったものをしっかりと持って山に上がっていただかなければならないなというふうに思っております。

そういった取り組みも当然していかなくちゃならないというふうに思っておるところであります。頂上だけが大山の魅力ではないというふうに思っております。ブナ林にしても鳥の声にしても大山の周辺を散策するということは、非常に魅力のある私は場所だというふうに思っております。そういった中でそういった魅力をもっともっと多くの皆さんに分かっていただくような取り組みをしなくちゃならないというふうに思っておるところでございます。

そういった中で、頂上までゴンドラというお気持ちも十分に分かるのでありますけれど、そういうことをまず取り組む前に、今ある資源、先ほどもおっしゃいましたリフト、この活用も大事ではないかなというふうには思っております。今まではややもすると、大山の観光振興は、冬のスキーシーズンだけを中心に考えてきたわけでありまして。それは、大山寺の皆さん、あるいはスキー関係の皆さん、スキー場関係の皆さん、旅館の皆さん、それがやっぱり中心だったわけでありまして、今取り組もうとしております考え方としては、スキーシーズン以外のグリーンシーズン、あとのシーズンをどういうふうに活かして多くの皆さんに足を運んでいただくかという取り組み、それを今やってきておるところであります。そういった取り組みの中で、今ある資源としての施設としてのリフトについても活用の方法も出てくるのかもしれないというふうに思っているところであります。

いずれにしても今大山振興計画の中で、大山をどうして活性化し、そこにどれだけ多くの町民に関わっていただくか、そして大山が元気になって、多くの人々が足を運んでいただくことによって大山町全体が元気になっていく方法はないのか、今これを一生懸命取り組んでおるところでございますので、そういった取り組みを共に多くの皆さんにご支援いただければありがたいなというふうに思っているところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 沢田正己君。

○議員（18番 沢田 正己君） 町長のお気持ちはよく分かりますし、先ほど町長の答弁の中で、だいたい費用が35億くらいかかるんだなということをおっしゃって、年間4億円儲けんと採算に合いませんよと言っておられますが、私の考え方としては、第三セクターでもやって、半額補助を国からいただいてやったらどうかという感じもいたしますので、町長の答弁はいりませんけれど、一つそういうふうのお考えをいただければ非常にありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。議長、終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、15番 二宮 淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） 私は通告に従いまして、三点質問をしたいと思います。

まず第一は、防災対策とその取り組みということであります。大山町は、暫定防災マニュアルというのを制定して万一の場合に備えておりますけれども、私はこのうち自然災害として県が管理者であります、二級河川の阿弥陀川について質問したいと思います。

この川は大山の海拔1,600メートル付近に源を発しまして、ほとんど一直線に日本海に流れ入るといって延長13キロに及ぶ鳥取県下における最大の荒川と言われております。遠くは明治26～27年に、そして大正3年、昭和9年に大洪水が発生しまして、特に昭和9年にはその支流であります坊領川、家を流し道路を決壊させるという大きな災害が発生したということでもあります。これを教訓に、地元も行政当局も心を砕いて、その根本的な対策を講じたわけですが、なかなかその対策がありませんで、応急処置として要所に堅固な護岸、あるいは石垣を造るとか河川敷に木を植えさせないというような方法をとって、約70年間今日までそれが大きな対策はとられていないということだそうであります。これは大山町の旧大山町の町誌に記載されている記事から私が引用させていただきました。

今日、阿弥陀川の現状を見ますと、これが本当に河川なのだろうか、原野なのだろうかというぐらい判別がつかないほどの場所が随所に見受けられる。雑木の伐採だとか堰堤の修理だとか、護岸の補強が私は急務でないかと、このように思うわけあります。

しかしながらこれを大山町の執行部に求めるのは、極めて酷な話で、管理者がもともと鳥取県でありますから、その河川の管理者である鳥取県に対してですね、地元大山町としてこれは強力な要請をすべきものと考えますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは二宮議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。防災対策とその取り組み状況についてということでございます。

二級河川阿弥陀川は、押平川、川手川、坊領川、飯戸川を支流とし、砂防指定もなされている急流な暴れ川であることはご存知のとおりであります。河川の護岸、床固め、砂防堰堤などの河川施設は古くから改修工事や災害復旧工事などにより、多くは整備を終えているところではありますが、施設の老朽化が進んでもいるのも事実であります。

また、河川内に雑木が繁り流れを阻害し、結果として災害につながる恐れがあることも承知をし、管理者であります県に対し毎年要望をし続けているところでもあります。要望の内容は、護岸、堰堤、床固めなどの構造物の整備や修繕、防災上の観点から河川内に繁茂した雑木の伐採、堆積土砂の撤去など多くの箇所の要望を行ってきております。町内には数多くの二級河川があり、県としては限られた予算の中で緊急性の高いものから実施していくとの基本的な考えで事業が実施をされているところでもあります。

中でも、坊領地内の堰堤の修繕は急がれる所ではありますが、この地域は、官地と民地、民地と民地の境界が不明ないわゆる地籍混乱地であります。この為、工事を行う上で土地所有者の理解が得られなくて、実施が困難であったのが過去の状況であります。このため未施工のまま今日に至っておりますが、問題解決の方策を練り、今後も引き続き県に要望を行っていく考えであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 二宮 淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） ただいまの答弁の中で、諸々事情は伺いました。確かに一部地域の中に、私有地が混在しておると、その協力の問題もあるようであります。なかなか改修補強という仕事が進まないということは随分以前から言われた問題であります。私も管理者が県ですから、実際ちょっと県に行きまして実態というものを調べてみようと思って聞いてまいりました。住民の一部と言いますか、極々一部の方の所有地というのが、家族3名の名義で111筆面積にして10万2,941ヘイパーがその阿弥陀川河川の中に点在しておるということ、図面もちょっと拝見してまいりました。ただ主体としては、阿弥陀川の左岸、いわゆる西側ですね、西川に多くがあると。で、旧名和町側東側に極一部混在はしておるけれども、そう多くはない。それから下流域に向かって町が所有される仁王堂がありますね、平という集落、あそこら辺までが、主たる所有地が混在する場所であって、それから海に至る数キロと言いますか、その間は、そういった状況にはないということも実は伺ってまいりました。

そうしてみます時に、普段ね、皆さんもご承知だと思いますが、国道9号線の阿弥陀川の橋から丁度風力発電の風車が見えるんじゃないかなと思っていつもあそこで上を見るわけですが、河川だろうか原野だろうか。川は西側、本当に福尾集落の崖の一部に少し集中してあとはもう雑然とした現状が原野のような体をなしておる、非常に大きな雑木も繁茂しておる。昔から水が出た時にそれを木なんかがつかえますと、

それが水害の元になる。障碍にあいてその勢力を100倍にするは水なりという格言もありますとおり、障害物がありますと水の勢いというのは、本当に何十倍、何百倍の勢力に増して被害を及ぼすというのが実態でありますから、せめて下流域だけでも整備することができないのだろうか。それは地元の町が、熱意を持って県に対して折衝を続けていくことが、大きな解決の手段ではなかろうかと常々思っておりますので、その点につきまして、町長1万9,000町民の代表として、一部の人の利益も大事だけれど、その河川の周辺に住居を構える何百、何千の人々の安全のために、勇気と英知を持って県に強く要請を続けていただきたい。このように思うわけでありまして、今一度ご答弁をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 二宮議員さんの再質問に答弁させていただきますが、先ほど申し上げましたように、河川についても毎年その都度管理者である県には要望し続けてきているところでありますが、少しその詳しい状況については担当課長の方から、県の対応の状況等説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（鹿島 功君） 地域整備課長。

○地域整備課長（押村 彰文君） 二宮議員さんの質問にお答えいたします。町は県の方に対しまして、毎年2回の要望会を実施し行っているところでございます。その中で阿弥陀川につきましては、先ほどのご質問の中にもありました防災上の観点から雑木の伐採、あるいは河床に堆積しています土砂の撤去ということを具体的に個所を上げて要望をしているところでございます。雑木抜開につきましては、高田地内でありまして、それから前地内でありまして、非常に状況の悪いところを選定をいたしまして要望しているところでございます。

先ほども質問にございました国道9号から上流の方を見ますと、まだ護岸の整備が成されておらない区域もございまして。大山町の福尾地内でもございまして、その護岸整備、あるいは床固めの修繕についても要望は強く行っているところではございまして、答弁の中にもありましたように緊急性の高いところから随時やっていくという県の基本的な考えの中で現在まだ施行がなされておらないという状況でございまして。今後とも強く県の方に要望を行っていきたいと考えておりますのでご理解をいただきますようお願いをいたします。以上でございます。

（「了解、次に。」の声あり）

○議長（鹿島 功君） はいどうぞ。

○議員（15番 二宮 淳一君） 次に、町有財産の管理について質問したいと思っております。

私は実は、平成11年の12月議会で、質問の中でこれは誘致企業かどうかはつきり私も記憶しておりませんが、ユミハマファームという会社が旧名和町の地内に進出をして企業経営を営んでいます。その会社がですね、町の財産である山林でしたか、

一部建物をして町有財産を占有しておったということがあって、これが分かった段階で交渉を続けて代替地を準備してそれと交換をして解決をするという方向で話が進んでおった時期がございました。

私は一つのこれは事例ではありますが、町有財産というのは、膨大な面積の中にたくさんあるわけですし、そういった状況の中で管理をする中で、一部の個人ないし法人が、町の財産を了解なく占有したような状態が、故意であれ過失であれあった場合には、一旦現状に回復してもらったあとで、代替地と交渉したりあるいはそれを元の現状に回復するというようなことをしていくべきではありませんかという質問をしたことがありましたが、その時の答弁では解決したやに、話し合いの上で解決したやに私が理解してしまったものですから、まあそれはそれで今後気をつけていただきたいというようなことでその問題は終わったわけですが、本当にそれ解決しておりましたかなというのが、一つ疑問がありまして、これ通告しておりませんが、もし答弁いただけるならば、お願いをしたいなと思っております。

私、取り上げたかったのは、観点を変えて視点を変えて申し上げますが、3町が合併して大山町の財産も3倍以上、190平方キロですか198平方キロですか、広大な町有の財産ができたわけでありまして。この管理は大変だろうと思っております。先ほど申し上げた事例もありますように、十分な注意をもって管理をしていただくように敢えてお願いをしておきますが、今回私取り上げたのは、視点を変えましてね、街路樹であるとか公園緑地であるとかこういった維持管理の問題、あるいは建造物の問題、こういった指定管理の問題も今検討中のようではありますが、一般的には建造物だとか施設の管理は、その施設の老朽化によって補修費が必要になりまして、年々老朽化していく、この滅失していくものがまあ箱ものと言いますか、固定した財産の状況であろうと思っておりますが、転じて、公園内の樹木だとかあるいは道路の街路樹だとか、そういったものについては、管理をしていきますとね、年々成長して町有財産がいい優れたものになっていくという性質のものであります。

ところが皆さんご承知のように、かつて旧名和町が世間に誇る街道として花街道というものを道路作りまして、トレセンまで今あるわけですが、そこに立派な街路樹が植えられました。あれから10年以上を経て、今日その姿は枯れた木もあります、虫が食ったのかどうしたのか分かりませんが、非常にみすぼらしい不揃いの状態があるわけです。私は管理というのは、今現状やっておられる管理というのはね、虫が発生したから消毒をしよう、あるいは木の勢いが悪くなったから肥料をやろう、そういう後追いの管理をしておられるのではないだろうかという危惧と言いますか不安をもって見ておるわけですが、植物・生き物というものは特に箱ものと違って、相対的に農家も一緒ですが、時期が来たから消毒をしないと虫が発生するかもしれん、それから寒肥はどうだ、秋はどうだというように、肥料の問題も前もって先手先手で管理をしていけば、植物や生物は成長していくわけですが、それが箱ものと同じように姿が悪

くなるというのは、その管理の目的にやや問題があるのではないかなと思っております。最近の動きの中では、だんだんとそういうことが解決するような方向で考えておられるようですから、この問題は深く申し上げる気はありませんが、せっかくの財産ですから、これを守り育てていくという方向で是非ご検討をいただきたいと思いますので、基本的な考え方を伺いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、町有財産の管理についてのご質問に答弁させていただきます。

町が管理をいたしております施設の中には公園や広場、野球場を始めとするスポーツ関係施設など多くの施設があり、町道花街道線や御来屋東坪線などには桜やサルスベリなどの街路樹が植えられているところであります。これらの施設の樹木、芝生に多額の費用をかけ管理を行っているところです。

昨年度は、それぞれの管理者が合併前の管理方法を引き継ぎ管理を行ったため、管理の方法、業務内容、委託金額に差異が生じ不効率な面も見受けられ改善の必要性も感じたところであります。今年度は、同種の施設については極力委託業務の内容や積算基準の統一を図り、施設管理の均衡を保ち行いたいと考えておるところであります。

ご質問の中で、「管理いかんでは財産価値が向上する」との提言であります。特に樹木の管理におきましては、熟練された技術を持つ技能士の方に委託すれば、それなりの品質が確保されることは理解できるところであります。数多くある施設の中の樹木や芝生の管理については、施設の持つ特性、使用目的を見極めながらシルバー人材センターを活用した管理方式、専門業者委託管理方式などで今年度は行いたいと考えておるところであります。

今後は、専門的な技術力の必要性の判断をしながら、一定の範囲で施設を集約した発注方式への移行、更に指定管理者への管理移行を視野に入れた管理方法を検討していく考えであります。

なお、ユミハマファームの件につきましては、掌握をして今きてない所でございますので、後ほどまたその状況、二宮議員さんの方にご報告申し上げたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（鹿島 功君） 休憩動議出ましたが、賛成者は。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（鹿島 功君） 休憩いたします。

午前 10 時 15 分 休憩

午前 10 時 36 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。二宮 淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） この問題につきましては、ただいま町長から答弁をいただいた段階で本来ならば、理解私はすべき事柄、何故ならば通告していなかったという問題を提起したわけでありますから、本来ならば下がらないけんかも分かりません。しかしながら、この議会の中で、私が通告書に一部書きました占有問題については、双方の合意によって解決をした問題でありますという具合に通告書の中に書いております。それが私の誤解であって、現にまだ解決していないという事実が分かった以上、これは緊急動議であるとか緊急質問であるとか、そういう問題にでも取り上げるべきことになる可能性もありますので、敢えてここで再度質問を続けさせていただきたい、議長よろしいですか。

○議長（鹿島 功君） はい。

○議員（15番 二宮 淳一君） と、言いますのはね、相手方が余りにも不誠実な方ではありませんか。個人ではない法人でしょうけれど。図面は作成して、占有した土地は「代わりの代替地を出しますからよろしくお願いします」「はい、それじゃあいきましょう」と言って、向こうが主体的に動いた事柄が6年数カ月たっただけでまだ解決していないということ自体が余りにも不誠実な行いであるということ。当時、私の記憶にあるのは、故意に鶏糞を流したという問題で地元がえらい怒られまして、それは将来EM菌を使ってその建物の中で処理するとか、あるいは残余、余ったものについては、元の境まで搬出するとか、そういった諸々のことを口頭か文書か知りませんが、出しておきながらそれも実行していないというのが実態ではないかという疑問もあります。

ですから、執行部としては、私個人に対してというよりも、この議会の全協でも何でもいいですから、議会に対してですからね、現状を詳細に調べて教えていただきたい、報告をしていただきたい。そのように議長を通じてお願いをさせていただきたい。そして私はその質問は次に譲りたいと思いますが、議長、いかがですか。

○議長（鹿島 功君） 町長に質問をお願いいたします。町長。

○町長（山口 隆之君） 二宮議員さんのご指摘でございますが、正直私もこの課題につきましては、就任早々のことでありまして、その以前の経過、十分に掌握してなかったところではありますが、その当時そういった先ほど総務課長の方がお話ししました経過、事務的な処理であとは交換をするという手続きを進めるということだというふうに思っておりましたので、正直言ってもう終わっていると思っておったのが正直なところでございます。

しかしながら、まだその処理が成されていないということでございますので、何故そうなっているのかという経過も踏まえてですね、少し前任等あるいは相手方等の考え方との整理をし、調整した中で改めてご報告をさせていただければなというふうに思うところがございます。よろしくご申しあげます。

○議長（鹿島 功君） 二宮 淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） それでは改めて、是非議会に対して状況を説明していただきたい。このことをお願いしてこの項は終わりたいと思います。次に移ります。

第3点、大山振興室の役割について伺います。振興室は、昨年7月に新大山町のシンボルである大山、これを核にしたまちづくりの取り組みを統括するとの目的で設置されました。大山の山頂から日本海に向かって扇状に広がる町域に存在する豊富な資源を発掘し、その活用方策を検討すること、広く町内の各種団体や有識者の意見を求めていくとのことであります。

我々議会人も、新町まちづくりのための調査特別委員会がございます。これを設置して、さまざまな角度から大山町の将来のあるべき姿を模索しておるところであります。本定例会終了後には、吉野ヶ里遺跡や薬草園の視察研修も計画しておりますが、当大山町に関係のある妻木晩田遺跡に連なる山林、これはゴルフ場用地を県が買い取ったという場所があります。これを借地してこれを開発して、高麗山の麓に薬草の森を作ってはどうか。永く住民の健康志向を健康に対する意識を高揚して、さらには観光行政にも寄与するだろう。これは10年かかってもいい、いや50年かかってもいい。ハーブ園だとか薬草園だとか言ってね、1ヘクタールや2ヘクタールのもので作っても1回来たら2度3度は来る施設にはならない。そうでなくて、50町歩でも60町歩でも広大な山林を開発して、さまざまな薬草の森を作るということは、長く維持発展できる元になるだろう。

今老人高齢者が増えていく時代に健康には一番関心はある、それから薬害というものを考えれば、自然の薬草というものにはおそらく興味があるだろう、それから働く場所がもしかしてあるかも分からない、そういったさまざまな思いを高齡対策にもなることも併せ考える時に、是非今年や来年ということは申し上げませんが、町の基本計画の中にそれを取り上げていただくことが、是非必要だと思って質問するわけであります。よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それではご答弁させていただきます。大山振興計画につきましては、政務報告でも申し上げましたとおり、本年10月を目途として現在策定作業中であります。その中で、半年間の議論を経て、すぐにでも取り組める行動計画として「大山の恵みからす天狗市」の開設、ボランティアガイドの養成、マップづくりといった具体的な事業が大山寺周辺を拠点に動き出したところであります。中長期的な計画につきましては、現在プロジェクト会議を中心に検討を重ねているところであります。総合計画案にも盛り込んでおりますとおり、「大山」を核にしたまちづくりは、実現可能な中長期ビジョンの構築を目指さなければならないものと考えております。

二宮議員のご指摘やご提言も参考にさせていただきながら、引き続き総合計画の基本理念を踏まえた大山振興計画の策定作業を進めてまいり所存であります。

なお、妻木晩田遺跡につきましては、平成11年12月に国の史跡に指定され、指定地内の開発行為は、あくまでこの史跡を維持・保全するという目的に限定されることとなります。

さらに、鳥取県教育委員会では、平成11年度から15年度にかけて、考古学者やその他学識者、住民代表などで構成をされる保存活用検討委員会、基本計画検討委員会において「国史跡妻木晩田遺跡整備活用基本計画」が策定されました。現在この計画に沿った調査、整備事業が展開されております。

従いまして、この整備活用基本計画と大山振興計画との調整を図りながら事業展開をしてまいりたいと考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 二宮 淳一君。

○議員（15番 二宮 淳一君） これで終わります。

○議長（鹿島 功君） 次、8番 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） 8番の岩井でございます。私は2項目を通告しておりますので、2項目について質問させていただきます。

始めに庄内線の巡回バスについて町長と教育長に質問をいたします。庄内線の巡回バスは、広域農道より南の高田周辺の児童が乗車回数券で巡回バスに乗っています。巡回バスの運行に関する条例施行規則の第3条と4条にありますから当然ではございますが、この地域の皆さんはとても憤慨しておられます。

そこで、次の3項目についてお願いをいたします。一番目は、巡回バスに児童が乗るため、満員で大人が乗車できない。その不足を補うためにタクシーが追従しています。これは委託会社とそのような契約をしていると伺っておりますが、朝の交通移動で一番忙しい時間に、運転手を2人も束縛ということにより交通手段のサービスが低下している現状を把握していますのでしょうか。

次二番目、巡回バスの停留所の土地提供者の方は、巡回バスが無料ということで、町に無償で貸すことにして、その代償として停留所に街灯を設置してもらった経緯があると言っておられます。その後において、バスが有料化になったことに驚き、また児童にまで負担をさせている町の対応に不満を持っておられます。そこで他の旧中山町、大山町について、今までの対応ですね、は、児童が有料でバスに乗っている例があるのでしょうか、ということでございます。

三番目に現状のことを踏まえまして見直しを検討されて、高田地区にもスクールバスの運行の許可を出してやっていただきたいということでございます。よろしく願います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、岩井議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。庄内線の巡回バスの件についてであります。昨年に比べ乗車の対象児童が4

人増えたことによる一般の方の利用への影響について、委託業者や教育委員会事務局と協議しながら運行いたしておるところであります。

学校を通して、児童へ席の譲り合いを呼びかけ、一般の方の席を確保してタクシー利用を少なくするように努めております。児童の乗車人員を定員換算しますと約10人であるので、この区間のこれまでの利用実態をみたとき、タクシー代行の必要度は低いと予測をいたしました。4月、5月は万全を期して巡回バスとタクシーを一緒に走らせて利用状況を見守ってまいりました。この時期に、タクシー利用の依頼を受けたお客さんに乗車いただくまでに通常よりも時間がかかったことが何度かあったことを聞いておるところであります。6月からは、巡回バスの乗車状況によってタクシーを手配する方法に戻して運行いたしております。引き続き、児童へ席の譲り合いを呼びかけてまいります。

次に、巡回バスの停留所にかかる一連の経緯についてであります。ご指摘の巡回バスの停留所等の土地は、日本交通が運行していました路線バスの停留所等に提供されていたものを巡回バスで引き続き利用させていただくことをお願いし無償で使用させていただいております。街灯は、停留所内の土地に路線バス利用者の乗り降りのために、日本交通が設置した施設であります。電気使用料を町が負担することを条件に土地使用の承諾をいただいております。また、このほかに、巡回バス停留所表示をしているN T T電柱用地の地権者3名の方にも無償で土地提供いただいております。

次に、児童が有料でバスに乗っている例についてであります。大山地区におきまして、遠距離通学をする児童はスクールバス利用と路線バスをスクールバスの代替として利用する二通りの通学形態をとっています。なお、路線バスをスクールバスの代替として利用する場合は定期券を購入していただき、定期券代金を全額補助しておるところであります。

次の、スクールバスの運行の許可につきましては、教育長の方から答弁させていただきます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんのご質問にお答えいたします。スクールバスの見直しをしてはどうかということですが、現在平成19年度の通学方法について、全ての小中学校について検討を重ねているところでございます。

その中でご質問にありました、旧庄内小学校にあたると思うわけですが、旧庄内小学校の通学につきましては、校名が今年度より、名和小学校西校舎という具合に変わりましたが、自宅から学校までの通学路や通学距離については、統合前と同じにしておるわけであり。現在検討の中には、バスのみならず、徒歩通学など通学路の安全も含め、学校や保護者などからもいろいろご意見をいただきながら、安心、安全、そういう通学を早急に確立したいと、こういう具合に考えているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） ただいま答弁をいただいたんですが、早急にと言われますと今年度に間に合うようにでしょうか。と、言いますのが、私も委託会社の方にもちょっと調査をさせていただきましたが、このスクールバスは、朝、名和線に行くより前に庄内線に行くことが、時間的に考えられるということを教育委員会の方に提案したけれどもそれは通らなかったということを知っています。

それと、ただいま教育長がおっしゃいますには、考えておるといことなんです、19年度からは統合いたしますから、距離も遠くなりますし、当然それはきちんとしたことができると思います。だけれども、今現在、来月から3月まで9カ月あるわけです。ですから夏休みも1カ月ありますし、ということになりますと、実際8カ月ぐらいが子どもが乗ることが多くなり、また冬に向かって当然子どもたちも巡回バスを利用すると思っております。ですからこのバスを利用させていただくということになりますと、やはり無料で乗れるということが最大の魅力であります。それは今も教えていただきましたように、大山とか中山にはそうしたお金を出して乗っている児童は無いわけですし、大山地区におきましては、幼児バスも出ていると伺いました。

そういう中でもろもろ合併いたしました時点で、いろいろ精査をいたしまして、やはり子どもたちには、公平な処置をとっていただきたいなと、今になって思います。それを庄内地区の高田ですね、高田の周辺の子もたちだけが、お金を出して乗っているということに対して、私は地元の方たちと話をいたしましたときに、そりゃ本当に、いろいろ諸々その当時の約束事とかいろいろあったでしょうけれど、そういうところで精査していただけたら、きちっとしていただけたら、こういう不足と言いますか憤慨は起こらなかったんじゃないかなと思っております。教育長もう一度よろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岩井議員さんの再質問にお答えします。旧3町が合併をして、そこにおきます今までの経緯を十分踏まえながら、おっしゃるとおり、公平の、公平感のあるそういう対応をしたいというぐあいの考えておるところであります、現在いくつかの課題をもっておるのも事実であります。路線バスが中山地区は廃止に9月からなると、後期になるというようなことや、それから補助をする対象は、定期券というのを対象にしておるわけですが、回数券ではどうなのかと。まあ巡回バスは回数券でございますので、こういったあたりはどうなのかというようなご意見もいただいて、今そういうことも含めて今検討しております。で、高田地区におきましては、従来庄内小学校に通学していた方法が、現状として変わらないわけですし、大山と比べるというあたりについては、ご指摘の問題は発生するわけですが、そういう辺については、現状を取り合えず維持しながら、そういういくつかの課題を調整しながら新たなルールを作って早々に対応していきたいと、こういう考え方であります。以上で

す。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） それは18年度ですね。しつこいようですけど、18年度の7月に間に合うようにしていただけますでしょうか。それと、会社が提示した朝スクールバスでもいける時間はあるということなんですが、それはどうして駄目だったんでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） そういう課題も含めまして今検討をしております。その他にもいくつか町民の方や、学校当局からご意見をいただいておりますし、この29日に学校長さんとそういう辺の整合性と言いますか、ルール作りの会も予定しておりますので、そういうところで再度検討しながら早急に対応していきたいと、こういうぐあいに考えています。以上です。

（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議員（8番 岩井 美保子君） 2項目目ですが、ポジティブリストという制度について、なかなかはっきりと、この頃できました制度でございまして言いにくいですが、要するに食品中の残留農薬などを規制する新たな制度であります。

水田の減反で芝の耕作が見られます。芝の消毒液が雨水と共に隣の稲作水田に入っても影響はないのかということをお伺いしたいと思います。このことにつきましては、ちょっと聞いたんですが、芝と稲は同じ芝も稲科のものでありますから、除草剤には強いんだそうです。かかったとかすったから枯れてしまうんなら、ああこりゃあかかったから枯れた、いけんなどということが分かるんですが、強いということはおかえって怖いわけでは分からないということなんです。それで水田ですから水に薄まるということもありますが、私たちが心配いたしますのは、その食品の中に含まれていないのか、今とても厳しい状況がありますので、それをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、岩井議員さんのポジティブリスト制度についての質問に答弁させていただきます。

ポジティブリスト制度は、ご案内のとおり、食品衛生法に基づき国内外で使用されるほとんどすべての農薬について残留基準が設定をされ、残留基準を越える食品の販売等を原則禁止する制度でありまして、この度5月29日から施行されたところであります。

お尋ねの芝の消毒液が雨水とともに隣の稲作水田に入っても影響はないか、とのご質問でありますが、芝の消毒液が土壌に落ちた後、雨水とともに隣接する圃場に移動することは極めて少ないのが現在の芝の農薬でありますし、また農薬は非常に速いスピードで分解が進むために適正な使用である以上は、影響がないものと考えられるというふうに伺っているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岩井美保子君。

○議員（8番 岩井 美保子君） ただいま答弁では大丈夫だろということなんです、でもやはり検査ということ一度やっていただきたい。て、言いますのは、みくりや市の関係で私の方によく質問がくるんです。みくりや市の品物は大丈夫だろうなというようなことがありますて、この農薬についても凄く消費者の皆さんが敏感になっておられます。それは自分たちはきちんとして守るんですけど、側からされた時にどういう、例えば雨水で入ってきたとか、どういう時とか、いろいろ自分はきちんとしてるんですけど、側からかかった場合のことです。そういうことがありますから、やはり水田の稲作なんていうのは今まで調査したことがないかもしれませんけれど、これいっぺん米について残留農薬があるのかないのかっていう調査もしていただきたいなと思いますけれどいかがでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岩井議員さんの再質問に答弁させていただきますが、ご心配の向き、非常に理解はするところではありますが、今検査をすべきではないかということでありました。これは行政に対して、その検査をするようにというふうなお申し出なのかどうなのか、ちょっと受け止めがはっきりしない部分はあるわけですが、いずれにしても生産者の責任として、やはりそういった残留農薬があるのかどうかは検査が必要であればすべきであろうというふうに思っておるところであります。

従いまして、先ほどおっしゃいましたような懸念につきましては、生産者あるいは農協等、こういった関連のところにおいてそういったことについての取り組みをする必要があればしてみることも大事ではないかというような話が、私どもの方からしていきたいというふうに思うところであります。以上です。

（「議長、了解しました。終わります。」と呼ぶ者あり）

○議長（鹿島 功君） 次、11番、諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） 11番議席の諸遊でございます。この度は2点ほど私の意見を述べ、町長のお考えを質したいと思っております。

まず始めに、町内の住宅地図と電話帳の早期配布をと題して私の意見を述べたいと思っております。

合併して一年余り、牛歩のごとくでございますが、旧3地区の大山、名和、中山の住民が文化面、スポーツ面等で交流が進み、町民はもとより町長をはじめ執行部の皆さん、そして我々議員も大変喜んでおります。

しかし、地域間交流が始まったといえ、まだ他地区の集落名や戸々の居住地がまだわからず、町民から不満の声を聞いております。

そこで私は、新大山町内の住宅地図と電話帳を一緒にしたものを早急に各家庭に配布すべきではないかと思うわけでございます。町で直接できないなら、商工会に補助

金を出すなどして協力を頼み、早期に町民に無償で配布すべきと提案いたします。そのことが、尚一層の地域間交流を押し進めることと思いますが、町長の考えを質したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは諸遊議員さんのご質問に答弁させていただきます。恐らく20年以上前の話になるかというふうに思いますが、旧名和町におきましても、民間の業者が多数のスポンサーの協力を得る中で、電話帳と住宅地図を兼ね備えたものを作成し各家庭に配布され、当時行政におきましても我々も大変重宝していたことを思い出しているところであります。今もそのようなものがあれば、とても便利であることは十分理解できるところでありますが、改めてその当時と近年の時代背景を考えた場合、少し課題が生じておるなというふうに思うところであります。

当時は著作権あるいは個人情報保護という観念がややもすると希薄な時代でありましたので、格別に問題視はされなかったかもしれませんが、まずその基礎データの収集についてであります。

N T Tは「個人情報保護に関する基本的な方針」「電気通信サービス等に係る個人情報の具体的な取扱いに関する方針」の中で、個人情報の利用の目的・範囲については、電気通信サービス等の提供、電気通信サービス等の料金の計算及び請求等と定め、それ以外の目的利用については、堅く禁じておるところであります。

そこで独自方法により資料収集が必要となつてまいりますが、電話帳、地図帳への記載の承諾を個々に得なければなりませんし、承諾を得た者しか掲載ができないなど、個人情報保護の問題が発生してまいりますので、かなり難解な作業になるかと思うところであります。

また、住宅地図の作成につきましても同様であります。現在活用されています住宅地図は、「ゼンリン」という会社のものが広く使用されておりますが、当然ながら「著作権」「知的財産権」の問題で、無断の複製は禁じられておりますので、独自調査が必要となつてまいります。

また、電話帳や住宅地図に掲載された者や建物の変更、追加、抹消の事由が生じた際のデータ管理や簿冊更新の課題もありますし、さらには相当な労力、商工会へ補助金を出すにしてもこれを含め、多額な経費支出など勘案した場合、現時点で大山町が独自に発行することは困難であろうと判断するところであります。

つきましては、N T Tが各家庭に配布をしております電話帳のハローページの鳥取県西部版には、市外局番の違いはありますものの、旧3町の各家庭の電話番号がすべて掲載されておりますし、この活用あるいは町内のスポンサーの皆さん辺り、民間活力による発刊に期待をしてまいりたいとこういふふうに思うところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） まあ、要はしないと。お金がない、手間もかかる、そして個人情報云々でできない、最後に民間で協力できる場所があったら頼みたいというご答弁だったと思いますけれど。あのね、町長、あなたが町長になられたとき、旧大山町の人がお爺さんが来られました。「町長さんは人物がようございますけれど、どこの人でございますかいな」って言って。まず、私は木料は知っておったですけど、家も知りません。1回行かしてもらいましたけれど、夜中だったですし、ちょっと酒飲んでおりましたので、今でもあなたの住所、分かりません。で、電話帳、町長さんの電話帳、今日も事務局で調べますけれど、電話帳に載っておられません。亡くなられたお爺さんが載っております。やっぱりね、町長。こういう交流が盛んになりました。木料の山口さん、町長でなくてもいいです。山口さんはどこかいな、あそこに尋ねていろんなことを聞きたいだがん、いろんなことをしたいだがん、と言ったときに場所が分からない。確かに時間も費用もまた個人情報もいろいろあるかもしれんです。でもやっぱりここで大金を出してでも町民サービス、町長絶えず町民サービスを言っておられます。これが町民サービスの第一歩ではないかと思うわけでございますけれど、どうですか。腹は本当はしたいということではないでしょうか、町長。答弁を。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 情報というものは、それぞれの人によって価値が変わってくるというふうに思っております。確かに、町民の皆さんの家の位置や連絡をする手段としての電話の番号、これが全て掲載されたものがあれば便利だというふうな考え方を持たれる方もある。それは私もその一人ではあります。しかし現実的にそれを作るとなると、個々の考え方の中で、私の家は知られたくない、私の電話は他には知られたくない、そういう方もいらっしゃるわけでありまして。実際にNTTが作っております電話帳の中にも、電話番号を載しておられない家庭の沢山あるというふうに聞いております。私の電話番号が載っていないのは、親父の名前のままにしているのは、私の怠慢であります。これは私がきちっとNTTと対応してしなくちゃならないというふうに思っていますが、いずれにしてもそういった個人の情報というのは、非常に今個人の価値観の中でいろんな思いがあるわけでありまして、そういった意味では個人情報というのは大切にしなくちゃなりませんし、行政としては守っていかねばならないということでありまして。

そういうことを考える中で個々の意見を伺いながら、製作するとなりますと、本当に申し上げましたように、町がそれを責任を持って作るとなると大変な作業になると思っておるところであります。まあ、これが全く無いのならば、町としてもそういった手段も考えなくちゃならないということもあろうかと思っておりますが、現に電話帳は無料で各家庭に配布されておるわけでありまして、住宅の地図につきましてもゼンリンという会社がきちっと許可を得ながら図面を作成し、販売をいたしておるわけであり

ます。

従ってこういった物を活用していただく中で、その対応を考えていただきたいなど、そしてまあそういったところときちっと契約をする中で、そういった物を作ってやろうというふうな事業者が出てくれば、私どもとしては、非常にそういう意味では、そういった情報を欲しい方にとっては、法的にきちっと精査された物の中でクリヤしたそういった資料でありますから、ありがたいなというふうに思うところでございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 民間ゼンリンが出しておられるから、使いたい人はゼンリンを使ったがいいじゃないかということでございます。調べて見ましたらゼンリンの地図8,000円に消費税、8,400円でございます。一般の人が買えますか。事業しておられる方は多分持っていらっしゃいます。町長持っておられますか、助役持っておられますか？ 椎木監査員持っておられますか。多分執行部の皆さん、議員の皆さんも普通の家庭だったら持っていないと思います。一方では、町の各地区がもっとはっこにしましょう、はっこにしましょうと町長がね、激励と言いますか、頑張れ頑張れと言いながら、一方では、そういうことは個人情報とかお金とかいろんなことがあってできない、これはやっぱりおかしいじゃないか。一番町長のあれは、心のよりどころは早く、旧大山、中山、名和が一つになっていろんなことをしようと絶えず言っておられます。そのためには、地図が必要なんですよ、町長。で、今おっしゃいましたが民間活力でできることだったら、そこをお願いをしてということでした。仮にこれが、商工会でも作ってやろうということだったら、町は助成をする気があるのかないのか、聞いてこの質問は終わりたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 諸遊議員さんの再質問に答弁させていただきますが、一体化を図っていく上で、電話帳と地図は無くってはならないものだという議員さんのお話であります。それも大事でありましょうけれど、それ以外のものででも対応はできるんであろうというふうに思っておるところであります。ただゼンリンはゼンリンとして事業活動をしておられるわけでありますから、それなりの経費がかかって8,000円という金額があるんだろうというふうに思います。それを町が無料で作って住民にどうぞ、どうぞと配布するということは、そういう意味での事業活動しておられる方にとって、非常に事業活動を阻害されることになるわけであります。

そういった観点からそれを使わせていただく上で、もし作るとしてもどれだけの著作権としてお払いしなければならないのかということところが、実際には聞いてみなければ分からないことだろうと思っております。そういった中で、電話帳にしてもNTTの許可が取れるのかどうなのか、NTTには出すけれど、NTTの情報だけど、それを更に他の情報に出すことについては、NTTがそのままNTTの判断で出せるのか、

あるいはさらに個人に承諾を得なくちゃならないのか、そのことも分かりません。そういうことも含めて、研究は必要でありましょうけれど、商工会があるいどこかの団体がそういうことをしたいと取り組むということでありますれば、その経費がどのくらい掛かって、費用対効果として町としてそれに支援できるような金額なのかどうなのか、そういったところが分かりませんと今ここで支援をいたしますとか、しませんということにはちょっと申し上げにくいのかなと思っているおるところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壤司君。

○議員（11番 諸遊 壤司君） はい。3割、だいたい私の意見が分かってくさったでないかなということで。次の質問にまいりたいと思います。

次は、大山町総合計画、まんだ案でございますけれども、それについて提言をしたいと思います。この度大山町総合計画案が提出されました。本計画は、合併後初めての総合計画であり、合併時に策定した新町まちづくりプラン（新町建設計画）を踏まえて本年より平成27年度までの10年間の基本計画でございます。今まで多くの努力をしてこられてここまで今日に至ったということはよく分かりますが、しかし私は残念なことにこの総合計画書には、二点大きな課題が欠落していると思っております。

まず一点目、それは妻木晩田遺跡の活用がないということでございます。妻木・晩田遺跡は、先ほど町長もちょっと触れられましたね。平成11年12月22日、今から6年前でございます。国の指定史跡に指定され、今から約2000年～1700年前に栄えた152ヘクタールにも及ぶ国内最大級の弥生時代の集落跡でございます。152ヘクタールの9割近い130ヘクタールが我大山町の地内にあるにもかかわらず、昨年は観光客がだいたい45,000人入っていらしゃいますけども、その観光客が落とされたお金といいますか、全て他の町、昔は淀江町、今米子市でございますけども大山町には一つも取り分がない、利用していないということでございます。遺跡の近くに住んでおります住民にとりましてもまた旧大山町議員、ここまで至るにあればご存知のようにあれば京阪のゴルフ場開発、そしてあそこから村起こしをしようといういろんなことがございました。それを知っている我々旧大山町の議員にとりまして、今全然大山町の基本計画にないということが、非常に残念に思うわけでございます。

日本三大遺跡には、ここの妻木・晩田遺跡と青森県の三内丸山遺跡、佐賀県の吉野ヶ里遺跡がございます。この三つを日本三大遺跡と呼んでおります。佐賀県の吉野ヶ里遺跡を例にとってみますと、佐賀の吉野ヶ里遺跡は、年間だいたい40～50万人の観光客が訪れ、また本年の3月には三田川町と東背振村が合併いたしまして、新たに「吉野ヶ里町」というのが誕生しております。それだけ地域資源・歴史資源を活かしたまちづくりを始めているわけでございます。町長、今、この計画書もございませ

ん。町長がこの遺跡の活用をどのように考えていらっしゃるのか、まず伺いたい。

そして二番目、道の駅の計画でございます。総合計画の中に「大山恵みの里構想」があります。これが名にございます。基本的には、大山を中心に自然の恵み、歴史・文化の恵み、町内で生産される農畜産物、海産物に大山ブランドを付けて大いに来てもらったり、売り込んでいこうという計画でございます。意義はよく分かります。がしかし、その売る場所が、年に数回の大山からす天狗市ほどでは、大山からす天狗市が悪いわけではないですよ。それだけでは固定客はつかないし、これでは産業振興にも結びつかないと思っております。私は常設の施設、つまり道の駅をつくり、時季折々の農畜産海産物を売ることが我町の産業の発展や年配者の生きがい対策にもなることではないかと思っております。

また、山陰高速道路、山陰高規格道路がこの4月より無料化に伴い、淀江・大山インターの料金所の跡地が20,000ヘーバーほどあいております。これは県の所有地でございますけども、その地は我々大山町地内にあるわけでございます。その地の活用方法をまだ県は白紙の状態でございます。他の市町村に先駆け我が大山町は、将来の全ての発展を視野に入れてそこに道の駅の計画を立てるべきであると私は思うわけでございますが、町長の考えを質したいと思えます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、大山町の総合計画（案）についてのご提言、この質問に答弁させていただきます。

本議会に提案をさせていただきました大山町総合計画基本構想（案）につきまして、提案理由説明の際にも申し上げましたように、本町の今後10年間にわたります姿を展望し、本町の進むべき道を示した非常に重要な計画であります。従いまして、いろいろな分野からご意見をいただき、検討に検討を重ねたものを提案させていただいたところであります。

まず、妻木晩田遺跡の活用についてでございますが、諸遊議員さんご指摘のとおり、妻木晩田遺跡は我が国最大級の弥生遺跡として平成11年12月に国の史跡として指定されました。遺跡面積の9割が本町に属しているにもかかわらず、主要アクセス経路や関連商業施設の立地等により、遺跡が米子市淀江町に存在するという認識が広く存在していますことは、私といたしましても大変残念な事であります。

妻木晩田遺跡の活用につきましては、総合計画の中では、シンボル施策、事業の「歴史・文化の恵み」としてとらえております。また、旧大山町におきまして平成13年度に大山町妻木晩田保存活用検討委員会により「保存活用基本構想」が策定をされており、現段階ではこの基本構想を踏襲しつつ、鳥取県教育委員会が平成15年度に策定されました「整備活用基本計画」の枠内ではありますが、現実に即した見直しをかけながら活用方策の実践に取り組んでまいり所存であります。県教委では展示体験施設の充実が計画されていると伺っておりますし、むきばんだ応援団やボランティア

アガイドの会など民間組織による活用活動も活発に行われており、大変心強く感じているところであります。佐賀県の吉野ヶ里遺跡の例を引くまでもなく、遺跡も立派な観光施設として整備することは可能であります。その是非にはいろいろとご議論があるかとは思いますが、鳥取県教育委員会、米子市、ボランティア団体の皆さんなどで組織をしております妻木晩田遺跡活用実行委員会等で協議を重ね、本町発展の貴重な資源として位置づけ、整備活用に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、道の駅についてであります。町内で生産された農畜産物、海産物の販売、ピーアールの拠点として、一つの手段が「道の駅」建設であろうと思っております。道の駅はご存知のとおり、道路利用者の休憩、道路情報の提供を主目的として道路管理者が駐車場、トイレ、道路情報提供施設を建設するものであります。これに加え更に観光情報の発信、特産物の販売、防災の拠点施設としての機能を持たせ地域活性化を図ろうと全国各地で建設されております。

多くの道の駅には、その地方の特産物の直販店を併設し、また地どれの食材を提供したレストランを設け地域の活性化に大きく貢献している所もあり、大きな魅力を秘めた施設であります。

本町でも道の駅の重要性は十分認識しており、山陰道名和淀江道路の開通、近い将来の姫路鳥取線、山陰道の全線開通を見据え、「是非、町内に道の駅建設を」と国土交通省や鳥取県にも意見交換会など機会あるごとに、強い想いを伝えてきているところであります。ご提言の中に「淀江大山インターチェンジ内の敷地を利用しては」ということがありましたが、昨年度から建設位置の検討をしている中にこの地も候補地の一つとしてあげているところであります。それぞれの候補地の地形的条件、経済性、景観、車両経路、技術的条件など満足度を計り提案もしたところであります。しかしながら町の想いは充分理解を頂いているものの、具体的な建設位置や整備構想について決めかねているのが現状であります。

この度、名和淀江道路開通を契機に観光道路としての充足度、観光誘客についての検討組織「山陰道大山周辺利用促進協議会」を立ち上げ、地域活性化の拠点施設の建設位置について更に検討を始めたところであります。

今後、多くの皆さんの意見を聞きながら調査検討を加え、国土交通省、鳥取県に対し協力を要請して行く考えであります。

以上述べましたように、この二つの課題、いずれも本町の将来に重要な位置を占める課題と認識しておるところであります。計画実践の際には十分な検討と議論によって、大きな成果をあげていくよう努めてまいりますので、どうかご支援をいただきますようお願い申しあげまして答弁とさせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） 道の駅につきましても妻木晩田遺跡を活用することに関してもその通りだと町長の考えでございませうけれど、それであるならば、やっ

ぱりこの基本計画、基本計画にきちっと10年後ですからね、載せるべきだと思っています。何故載っていないのか、ねえ。確かに遺跡の場合は、なんですかいね、地域の遺跡文化の継承となんだか云々ありますけれど、堂々とももちろん地元の小さい遺跡も大切ですが、その三大遺跡、妻木晩田遺跡をもっと生かすんだということをやっぱり大山町の基本計画をあげるべきですよ。

もう一つは、道の駅も計画に入れていると、堂々と書くべきだと、載せるべきだと私は思うわけでございます。今、この山陰高速道の駅がありますのは、西はあれは島根県のどこになりますかな、宍道町、東は湯梨浜町ですか。その間、ちょうどこの大山町が真ん中へんでいいじゃないか。それは大山町の発展のためにもまた観光客のためにもトイレ休憩を含めた休憩をされることの施設が必要ではないかと思っております。町長も同じ考えだと思います。

そこで、隣の赤碕、今は琴浦町が、今国交省にもう私たちはここに作りたいということ申請と言いますか陳情をされておりますね、私の調べた限りでは。そうしますと、どうでしょうか、大山町もでき、隣の琴浦町にできたら、切磋琢磨でどっちもいい駅になるかもしれんですけれど、だいたいとしては乱立状態になるのではないですか。ならば、早く大山町が、大山町全体が道の駅を作るんだということ早く手を上げて計画書をだいて国交省の認可を得た方がいいじゃないでしょうか。それを思うと、この基本計画にも載っていないということは非常に残念に思うわけです。答弁お願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 道の駅に関しての再質問でございます。もちろん思いは諸遊議員さんと同じでありますし、昨年、もう何回も国交省や県にも道の駅の大山町への設置については、要望は機会あるごとにしておるところであります。場所につきましても、先ほど諸遊議員さんからご提案のありました例の淀江大山インター、ここも土地があくということも私どもも分かっておりますので、そういったところ、あるいは、でもそこがいいのか、あるいは名和のインターの付近がいいのか。さらによく事業が遠心という形で事業化になりましたが、名和中山間、この路線もあるわけであります。どこら辺に設置するのが一番大山町にとって効果的であるのか、そこら辺を今先ほど申し上げましたように、検討委員会、新しく立ち上げまして、この高速道路の利活について取り組む検討委員会を立てたわけではありますが、そこで検討しておるところであります。

ただこの物販の拠点、観光の情報発信の拠点、これは考え方はいろいろあるかと思っております。道の駅という形で一箇所に全てを集めて、高規格道路、高速道路のパーキングなりサービスエリアとして設置するという方法だと思っておりますが、もう一つ今検討しておりますのは、それと合わせて検討しておりますのは、大山町内にいかに滞留時間を長くするか。ただ高速道路をスーと通って行ってしまって、どこか

で1回休憩して、「あ、大山町のいいもんがあった」「ああ、いい景色だ」って買ってみてさよならと、いうことだけではいけないのではないか。急ぐ方にはそれでいいわけではありますが、少し時間のある方については、先ほどご指摘のある妻木晩田もそうではありますが、大山寺あるいは中山や名和にもいろんな名所、旧跡があるわけでありますから、香取というのも非常に大きな観光資源だと思っております。

そうすると例えば中山のインターで降りて、そこからあるいは名和のインターで降りてそこから名和神社、あるいは春の時季は萩原を経由して香取を抜けて大山に上がって行き、またそこから降りて淀江のインターから乗っていくとか、あるいは逆に向こうから淀江のインターから降りて、大山に上がって香取を経由して名和や中山のほうに廻って行くとか。そういうルートも誘導してくるとも考えていかなくちやならないと思っております。そういったところに、大山寺やいろんな所に、そういった拠点をある意味で、道の駅とまではいかなくてもそういった休憩の拠点、物販の拠点、憩いの拠点、こういったものをまた作っていく必要があるのではないかなというふうに思っております。そういったところ全体的に町内に滞在時間を長くし、さらに町内のことをよく分かっていただける情報発信の拠点として、どういうあり方がいいのかということは今総合的に考えておるところでございます。ご指摘の道の駅、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますのでご支援よろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 諸遊 壊司君。

○議員（11番 諸遊 壊司君） はい、ありがとうございます。大山町は海、山、農産物の宝庫だと町長言っておられます。実際そうです。米が鳥取県では町村では2位ですかね、それから海の漁獲量が県下で2位、ブロッコリーが1位、梨も1位、芝も2位ですね。とにかく鳥取県の農産物の本当に中心的な大山町でございます。これをやっぱり売っていく、そのためには道の駅が必要であると、私は思っております。町長も同じ気持ちでございますので、是非ともここに明言して、この基本計画に道の駅と妻木晩田の遺跡を、云々と言いますでしょうか、文章的にやっぱり書くべきであると。過大解釈をすれば、その妻木晩田の遺跡の文化歴史もありますよっていっておっしゃるかもしれんですけど、やはり明示をすべきであると私は思うわけでございます。

そしてもう一つね、今、二宮さんもちょっとおっしゃいましたけれども、団塊の世代の定年を迎えます。そろそろ始まっていますね。この人たちが生きがいを持って、健康のためにどうしていかれるのか、それは道の駅を作っているいろんなものを多種多様なものを作ってそこに出してお金を儲けていく。

過去旧大山町は、名前が同じということで、大分の大山町と交流しております。あそこは日本で初めて一村一品運動の発祥の町ということで、すごいことをやっておられます。で、そこでおっしゃるにはいろんなものをたくさんの種類の農産物にしても

加工品にしても、常時切れないように持っていくのが成功の鍵だと言っておられます。そのためには大山のからす天狗市ですかいな、それも悪くないですよ。でないですけども、老人福祉、これから迎える老人の人の生きがい対策、健康対策のためにも早急にこの計画をこの基本計画に入れるべきだと思います。最後の質問ですので、最後の前向きな答弁を期待して終わりたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再度同じ答弁になってもいけませんが、この度の総合計画、これは議会でご審議いただき決定いただくのは基本構想であります。基本計画につきましては、その細部についての5年間の計画を合わせて提示、参考資料として提示しておるものでございますので、そういう意味では、その中に我々としては、その思いはしっかりと基本計画の中に含んでおるというふうに思っておりますが、もう一度確認をいたしまして明文化せということであれば、また明文化できるかどうかそれは検討してまいりたいと思っております。

道の駅に大変こだわっておられますけれど、道の駅は確かに重要だというふうに思っています。情報発信する中で、さまざまな方が活用され大事だと思っておりますが、そこでできるものは私はしれていることだと逆に思っています。そこを核にして、いかに町内に広げていくか、取り組みを広げていくか、つないでいくかということが大事だというふうに思っておるところでありまして、今は大山からす天狗市という大山寺で人が集まるところで、そういうイベントとしての市をしております。これはあれが最終目標では当然ございません。大山寺という大山という地の中で多くの皆さんがお見えになる。そこに大山には素晴らしいものがあるということを知っていただくために市を開いているという。町内の海産物や、農産物を大山に持って上がって、それを知っていただくために市を開いているというのが、大山からす天狗市であります。だからイベントの時にやっておるわけです。

したがって、今度は道の駅を作りまして、道の駅もそういうのを知っていただくという多くの方が寄っていただいて知っていただくというのが大きな目的だというふうに思っています。要はそれを盛り上げていくには、いずれの場合も大山寺であったり、道の駅であったり、いろんな核で多くの人が集まる所にそういったものを見ていただき知っていただくというのが大きな役割だと思っておりますので、要はそれをさらに実は生産力を高め、販売力を高めていくには、それをそれで名前を売ったものをいかに外に売り出していくかという仕組みづくり組織作り、これが今取り組もうとしている第2段の課題であるというふう思っておりますので、是非ともその上にご理解いただきながら、一緒に取り組めればよろしいかというふうに思うところであります。以上でございます。

（「はい、議長、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。5分間休憩の後に再開いたします。

いと思います。

午前 11 時 40 分 休憩

午前 11 時 46 分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。次、9番 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） 私、増え続ける各種滞納金対策について伺っていききたいと思います。

今、滞納金が膨らんでいくなか、各自治体でも滞納対策いろいろ取り組みがなされております。本町では機構改革されて滞納対策室を立ち上げられました。で、今後の取り組み方針をおそらく2カ月になりますから、話し合っただけで決められたことと思いますが、その辺をまず伺わせていただきます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは秋田議員さんのご質問に答弁させていただきます。各種滞納金についてということでありまして。滞納対策室を立ち上げたところでありますが、その取り組み、あるいは方針についてということでございます。

まず、現在の滞納金の概数を申し上げますと、税金が2億6,000万円、介護保険料が500万円、上下水道料金が5,300万円、町営住宅の家賃が480万円、住宅新築資金等貸付金が3億200万円、保育料が130万円、合計6億2,000万円余りでございます。この内訳は、17年現年分が約1億円、滞納繰越分が約5億2,000万円でございます。このうち、税関係の滞納金は、普通税と国民健康保険税でほぼ半々の割合であります。現年分の徴収率は96.8%、滞納繰越分の徴収率は11.7%で、全体としての対前年度比で0.6%の増でございます。

このように累積いたします滞納金の徴収に積極的に取り組むため、本年4月税務課内に職員2名と嘱託徴収員の3名体制で滞納対策室を設けたところでございます。この対策室では、未収金の集中管理を行い、悪質滞納者には法的手段の執行を含む厳正な滞納処分を行うとともに、各種料金等の滞納金を抱える各課との連携を図り全庁一体となって未収金の回収に取り組むことにいたしております。

4月以降の滞納対策室の取り組みとしましては、嘱託徴収員は過年度分を中心に臨宅徴収に努め、職員は本所支所の税務担当課等と共同で、出納整理期間に併せて、現年度分を中心に計画的な電話催告や班別による臨宅訪問を行って徴収に努力をしております。

また、滞納金を効率よく効果的に徴収するため、現状を把握分析し、課題を明確にして、それを解決するための基本方針に基づく具体的施策を明らかにすることが不可欠であるとの観点から、現在、全国の先進的事例を参考にしながら18年度大山町税金等滞納対策方針の策定作業に取り組んでいるところでございます。

さらに滞納がありますと行政サービスや行政運営に支障を及ぼすことにもなります。

今後の方針としましては、町としても、支払い能力があるにもかかわらず、滞納を続けているケースなどは、税や料金の公平負担の面からみて極めて重大な問題があると考えていますので、債務名義を取得したり、滞納処分を実施するなど厳しい姿勢で臨むことといたします。

また、地方分権の名の下、権限移譲や三位一体改革による補助金や交付金が廃止、縮減される中、税金等の未収金は回収できれば大きな財源の一つとなります。町広報等を活用し税金等の仕組みや税金等の果たす役割について町民の皆さんに説明をし、税金等の重要性を啓発しながら、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（9番 秋田 美喜雄君） 今ご答弁をいただきまして、で最終的には町長、強行手段でも打って出るよと、そういうことでございます。大山町大変自主財源に乏しい中、6億2,000万という各種滞納がある中で、事業するにしてもやっぱり差しつかえはあるんじゃないかと。で、いかにしてそれを滞納をなくしていくか。で、滞納される中には確かにいろんな事情で滞納されると思います。で、税を払う人も苦しい台所事情でもそれは納めなくちゃならないといって納めておられる方もある。やっぱり税の公平さ。その辺を勘案しながら、やっぱり税というものを滞納される人、いろいろそりゃあ事情はあるけれど。これまでにそれだけ滞納があるということは、やはり行政の甘さもあつたろうし、またやさしさもあつたかもしらん。で、民間だったらこれは多分許されないことではなかろうかと思います。で、今答弁聞くのに、まあそれでも最後には強行手段でも打って出るよという町長の答弁でございました。再度その決意と決断を伺っておきます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 秋田議員さんの再質問に答弁をさせていただきますが、ご指摘のとおりだというふうに思っております。やはり税や料、それを納めることが当然だというふうに私どもは思っておりますが、そう思っただけの方も増えてきているという状況であります。そこら辺をこれからどういうふうに意識を、納税意識、これを高めていくかということも一つの大きな課題であるというふうに思っておりますし、そういった意味でその滞納、払える状況であっても、払う意志を持たないそういった状況のある方について、これを法的な手段として、どういう手続きででどういう方法をとればいいのかというところを研究し、取り組んでいくために滞納対策室を設置したという経過もあるところでありますので、是非ともそういった案件につきましては、私どもとしても法的な手段もとっていくということも当然心に決めて取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 秋田美喜雄君。

○議員（９番 秋田 美喜雄君） 最後の質問ですが、この間、先だって税務課の職員とその滞納問題の話をしたところ、やはり民間でも行政でもトップが変われば変わるんだなと痛感したわけですが、税務課の職員いわく、２カ月足らずだけでもう成果は上がってますよと。一生懸命で取り組んでいますよと。で、やっぱり職員もやる気、そこをやらせるまた町長もえらいと思うわけです。それを受ける職員もえらいと思うけど。今嘱託職員さんの徴収率もありました。で、その２カ月足らずで上がった職員のその成果というもの、だいたい２カ月足らずですから成果は無いと思って聞くに及ばないと思っておりましたけれど、職員がそういう話をしましたので、どれくらいの成果が上がって、どれくらいやってるかやる気があるのか、やる気があるのかということを質問して終わります。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁をさせていただきますが、この課題は決して税務課、あるいは滞納対策室だけの課題ではないというふうに思っております。機会あるごとに申し上げております職員には、全職員が取り組むべき課題だというふうに思っておるところであります。そういった全職員が取り組む中で、そういった方法なり、情報等きちっと把握し分析して取り組む方法を専門的に取り組んでいくのが対策室の役割だというふうに思っておるところであります。今、成果が出てきておるといふことの報告を受けたというところでもあります。具体的な数字というのは、私把握しておりませんが、その辺は税務課長の方が、その職員の今思っている思いなり、状況等把握している部分があると思っておりますので、税務課長の方から答弁させていただきますが、いずれにしても全職員で取り組まなければならない課題だということであるという意味で先頭にたって頑張らなくちゃいけないという思いは、私自身持っているところでもありますので、そのほうは確かにお伝えし、後具体的な職員の思いは、あれば税務課長の方から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 税務課長。

○税務課長（野間 一成君） 秋田議員さんの質問にお答えをいたします。２カ月余りの成果ということでございますが、数字として具体的に申し上げる資料がございません。ただ、現年分の徴収率につきましては３月時点では、昨年と比較しまして低い数字でございました。それを４月５月の出納整理期間に併せまして班別の徴収体制を本所、支所とも組んで取り組みました。結果が先ほど町長が申し上げましたように、現年分と言いますと０．２％のアップ、普通税につきましては９７．８％でございましたのが、１７年度の数字では、９８％になりましたし、国民健康保健税に入れたところの数字では１６年度が９６．９％でしたが、現年度分では９６．８％、これは０．１％の減になりましたがそこまで追い込んでいったというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） ここで休憩に入りたいと思います。再開は１時にしたいと思います。

います。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（鹿島 功君） それでは再開いたします。3 番吉原 美智恵君。

○議員（3 番 吉原 美智恵君） それでは、通告に従いまして一問質問いたします。景観法に対する認識はということで町長に質したいと思います。

昨年 6 月に景観法が全面的に施行されてから、一年になります。わが町大山町は、総合計画でもうたっていますように南に大山、北に日本海、そして貴重な歴史的建造物等、他の地域が待ち得ない優位性を備えているところであります。

けれども今やいつの間にか、鉄塔があちこちに立ち始め、民間会社の巨大な風車も立ってきました。新エネルギーの観点からは、一概にはノーとは言えませんが、立地の場所等に不安を残しています。

また、例えば先ほど来出ております「妻木晩田遺跡」や「藤寺」の周辺に不似合いな高層建築物が出現しましたらどうでしょうか。高層建築は、町並みの輪郭を崩すという考え方も出てきております。自然環境保全は守られるのでしょうか。

目先の利益ばかりにとられるのではなく、次世代に何を残していくのか、住民、行政が真剣に考える時期に来ているのではないのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは吉原議員さんの景観法に対する認識についてというご質問に答弁をさせていただきます。

景観法は、住民、事業者、行政に良好な景観の形成の促進に関する施策の協力、推進、啓発の責務を定めております。また、良好な景観の形成は、現にある良好な景観の保全をすることのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを踏まえて行わなければならないと規定をされております。

議員ご指摘のように、保全と創出とでは受け止め方がそれぞれ異なりますので、一概に判断はできないと思います。住民や事業者が新たな良好な景観を創出する場合に生じる利害関係の調整や現にある良好な景観の保全との調整が求められてきております。

従って、良好な景観の保全については、住民、行政、事業者がお互いに法の趣旨を踏まえて、慎重な運用が必要となるものと考えております。

また、景観行政を担う主体は、都道府県と規定されていますので、県との緊密な連携を図りながら対応してまいりたいと思います。市町村は、独自の施策や地域の特性を生かした景観作りをするために、県の同意を得て、景観行政団体になることが可能ですが、当面は申しあげましたように県と調整を図りながら、景観行政を推進してまいりたいというふうに考えておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） 今の町長の答弁を聞きますと、県の指定区域とか、そういう保護地区以外は、もしかして何か建築物で派手な色とか、原色の建築物とか、また背の高いそういう景観を害するような建物が建ってから訴訟を起こすようなそういう事態に成りかねないと思うんですけれども。

6月4日の読売新聞では、東京都国立市のマンション建設をめぐる訴訟で、「最高裁は良好な景観を守る景観利益を認める判断を示した」という記事が載っています。大山町は今、大山のめぐみという構想を持っておられますが、そのめぐみの中で本当にたくさんの新エネルギーといひまして風車ができたり、また届け出もなく、本人の自由ということであれば、先ほども申しましたように全く赤い真っ赤な塀が上がることも限らないわけです。そういうときにですね、ただ歴史的建造物だけを保存してあれば、それで本当に大山町は美しいまちと言えるのかという疑問が湧きます。

先ほど町長が、景観行政団体のことを言われましたけれども、今景観行政団体に申し込んでおられるのは、219団体あります。そしてまた意向がある市町村を含めると540になります。国土交通省の景観室としましては、人口減少時代を迎え、生活の質の高さが問われるというふうにそういう見解を示しておられます。で、制限などを設けるということは、住みにくくなるといった面もあるかと思えますけれど、一定のルールを作ることによって私たちが誇りを持ち、また誰もが住みたくなる大山町という大山ブランドを大事にしていくという観点からはどうお考えでしょうか。そしてこの景観行政団体に申し込みをされるといふ意志はありますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 吉原議員さんの再質問にご答弁させていただきます。決して無秩序に大山町の中でいろんな建築とか開発を許すということ言ってるわけではございません。あくまでも今法の中で、午前中にもございました大山等自然公園の中では、自然公園法という厳しい法律の中で、建築物等植物1本についても厳しい規制をされているところもあるわけでありまして、そういった枠をかぶっているところもあるわけでありまして。それから県全体としては、県の景観条例の中で、一定の高さなり一定の大きさの建物については当然、あるいは一定の開発の場合、これについては当然県の方がその基準のもとが審査をし、その時にそれぞれの市町村にその意見を求めるという、そういう仕組みの中でやっております。したがって風車にしても携帯電話の鉄塔にしても、これは今とりあえず県の景観条例の中での協議を経て、取り組んで事業が成されておるものであります。

で、ご指摘のようにさらにそれを自治体として、大山町として景観に取り組む、景観の基本的な指針を定めて取り組む気はないかという質問だろうと思っておりますが、それが先ほど来少し答弁を申し上げました景観行政団体、県の同意を得て景観行政団体となることだというふうに思っております。これにつきましては、今県内では鳥取

市と倉吉市が県の景観行政団体になっておるところでありますし、県内の市町村でも、そういう団体として計画書なり方針を作り、県と協議し県の同意を得ればなれるというふうになっておるところであります。まあそれについても当然大山という自然景観これを大切に、それを売りにしていきたい町でありますので、その辺のところもこの町としてあるいはこの町の特長として、そういったものを出していく、そういった指針なり計画を作れば、我々はそうなるのもそれは一つの選択肢だろうと思っております。先ほど申し上げましたのは、そういったことにもなりますけれど、当面は今県の状況、県の規制の中で開発なり景観作りが行われておるところであります。町にしてもその状況を踏まえながら、そういった町とした独自さらに上乘せの景観の基準を定めていくということについては、その内容等について少し研究させていただきたいなと思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 吉原 美智恵君。

○議員（3番 吉原 美智恵君） だいたい分かりましたけれども、県の景観条例に基づいていますと、どうしても町独自で景観計画を持っていない場合とは差が出てくると思うんですけれども、取り組み方に関してですね。で、県独自の景観計画を持ちますと高さとかも制限ができたりしますし、建築物の原色を使わないとか、そういう細かい条例を作ることができるんです。ですので、私は今めぐみの里構想と一緒にする時に景観計画を立てられると、後から今日の朝の新聞に出ておりましたけれど、別に私は新エネルギーの対象として風車が悪いと言っているわけではありませんが、宍道湖の景観に関して、県の景観審議会が島根県の規模や配置見直しで一致したとなっております。こういう騒ぎになる前にですね、やっぱり場所とかそういうことを私たちが権限を持って指定できるとか、そういうことを今考えていかないと、手遅れになるんじゃないかと。結局は午前中の審議でもありましたように建物が建ってからでは難しいと思います。で、その余地を残した条例だと思えます、まだ県の景観条例は。ですから大山町として、自分たちの構想をきちんと持って、商業ゾーンとか、やっぱりそりゃあ工業団地の会社も誘致を一生懸命言われますので、それも大切かと思えます。それはそれでゾーンを考えてとか、工業団地でも会社ができるときに周りの自然に配慮した色の工場を建ててもらおうとか、そういう計画性というか、そういうものが大事ではないかと。で、どこにでも工場が建てばいいわけでもない。そしてまた、何でもかんでも自然を守ればいいわけでもないわけですから、住民と官民共同って言いますか、本当に、そういう話し合い、住民の意向を汲みながら、町の景観計画ができるという、そういう整備をされた方がいいのではないかと切に思うのですが。

ちなみに話が大きくなりますが、イギリスの田園風景とかとても美しいですけど、これもずっと人工的に守られたものです。ドイツの美しい森林も、長年ずっと植林の結果もたらされた人工林であります。ですから私たち、とても大事な宝を持っているわけですね。大山という。でも、国立公園で指定されているだけの地域で、それ以外に

何が建ってもよくなってしまっは、あ、それはないかも分かりませんが、今の状態では分かりません。土地の所有者がOKすれば分かりません。ですから遠景としても、私たち大山町自体が住民も一緒になって自分たちの財産を守るという気持ちになったら、財産というのは何かというと、風車とかは琴浦町にもありますが、大山は大山町しかありません。ある部分です、大山町が一番たくさん所有してるんですかね、面積とか、しているかと思います。また妻木晩田遺跡もそうです。大山町が90%何%所有だそうですけど、土地を。ですからそういうものを本当に活かそうと思ったら、やはりムードを壊すというか、自然環境を壊すような建物が建ってしまうと、大山町の姿勢も問われてしまって観光客が増えなくなるのではないかと思ったりします。ですから人口減を補足するのであれば、昼間の人口を増やす、観光客を増やす、そういうことも考えてもいいのではないのでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきますが、おっしゃる意味はよく理解はするところであります。県の景観条例の中でも窓口、言いましたように町の意見、あるいは場合によってはその周辺の皆さんの同意というものも必要な開発行為なり、建築物もあるわけでありますから、そういう意味で全く県の基準でやってることは、町村を無視して県が独自でやっているわけではない。その中には町村のその土地利用計画なり、それから周辺の住民の皆さんへの影響等これも町としての判断を求められているところでありますので、その中には当然町としての責任の中でそういった意見は添えながら県には対応しているところであります。

ただそれを先ほど申し上げましたように、その町自体が景観行政団体となって町としての景観の方針なり、あるいは開発等についてのいろんな基準を作っていくということになりますと、それは必要だと思いますけれども、実際にはそれを住民が全てがその思いを共有化しなければならぬわけであります。て、いいますのが、これは事業者に対してもそうでありますけれども、住民に対しても規制をかけることになるわけであります。

個人の住宅、あるいは個人の所有物についても場合によっては、考え方によっては、規制をかけていき、規制しかないですよね。みんなでこうしようという努力目標の方向ではなかなか今おっしゃるようなイギリスやドイツのような町作りができてまいりませんから、やはりそれは一つの規制をかけながら、みんなでそれに沿ったまち作りをしていくということになると思います。そうすると、その方向に向けての合意をやはり皆んなで取り組めるような体制を取っていかなくちゃならないと思っております。そういったところを取り組んでいくには少し時間がかかるのではないかなと思っておりますし、また多くの皆さんの意見を聞かなければならないと思っております。景観というのは、非常に主観的な要因が入ってまいりますので見方によってはいいなど、風車を例にとれば、風車が回って、わあ、いい感じだな、

いい風景だなと思う人もあれば、あれは迷惑だ、景観を台無しにしたなというふう
に思われる方もあるわけでありますので、そこら辺のところをどういうふうに住民の皆
さんの合意が得られる方向の中で調整をしていくかということも、私は大切な課題だ
と思っておりますので、そういう意味で少し時間を置きながら、その方向については
検討してまいりたいというふうに申し上げたところでございます。思いとしては、せ
っかくのこの町、大山町として町民みんなで住んでる者が、外から来た人にも本当に
いい町だなと思ってもらえるような町作りをみんなでしなくちゃならない思い、それ
は同感でございますので、改めて申し述べさせていただきたいということでありませ
う。以上であります。

(「了解しました。」の呼ぶ者あり)

○議長（鹿島 功君） 次、2番 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 2番の西尾でございます。通告通り町長に質問いた
したいと思っております。

まず1番目に、自動体外式除細動機、ちょっと聞き慣れない言葉です。通称英語で
A E D、オートマティックデュエクスターナルデフュビリデーター、私もよう言いませ
んが、の町内公共施設への導入について。二度と英語はしゃべりませんが、

運動時などの突然の心肺停止に対しての効果は、このA E Dの使用が人口呼吸や心
臓マッサージより効果的であると聞いております。当然、陸上など運動における、ま
た諸団体の重要ポストを担っておられる我が町長でありますからご存知だろうと思っ
ております。この心肺停止直後の心臓はケイレン状態にあり、この時にA E D、すな
わち電気ショックを与えることにより、正常な心臓の働きが回復するそうです。

びりびりとケイレンを起こしている、これをどうも心臓の細動と言っているみたい
です。この電気ショックの使用は効果があるが、完全に心臓停止の状態では効果がな
いといわれております。脳は、血流停止3、4分で損傷を受け、何らかの身体機能損
失が起こる。ということは、4分以上たつと一命を取り留めても、もとの体には戻ら
ないというようなことになろうかと思えます。

このような理由から鳥取県では、医療機関以外で既に県庁をはじめ、コンベンショ
ンセンター、花回廊などの28カ所の公共施設に設置しております。今年18年度に
は、県立高校31校すべてに設置の検討をしていると聞いております。このように緊
急を来たす、あるいは病院が遠いだとか、今の救急車を呼んだ場合、5分あるいは平
均7分と言われておりますが、6分たつことによって、命を取りとめても元の体には
戻らないということで、町長にお尋ねいたします。A E D導入の考えはあるのでしょ
うか。すでに入っているところはあるんでしょうか。

そして、②ですがこれまで医師や救急救命士などの使用しか許可されておりませ
んでしたが、平成16年7月から医療関係の方以外でも使用できる、というふうになっ

ているそうです。そのあたりの町の取り組みをお聞きしたいと。そして③番は、財政の折りでありますので価格はさまざまでありましょうが、一体どれくらいかかるものかというようなことをお聞きしたいと思います。以上、三つについてお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは西尾議員さんのご質問に答弁させていただきます。自動体外式除細動機、日本語でもなかなか言いにくい機械であります。AEDであります。このAEDの町内公共施設の導入についてのご質問でございます。

2004年7月に厚生労働省から通達された被医療従事者による自動体外式除細動機の使用のあり方についての検討会報告書、これによりますと、周辺に医師がおらず、患者の意識、呼吸がなく、AEDの使用に関する講習を受けたものがある場合には、医師法違反にあらず、使用可能という解釈がなされました。その結果、AEDは急速に普及いたしております。

このAEDは、施設に設置するだけでなく携帯持ち出しが可能でありますので、各種イベントや講演会、スポーツ行事などにも広く活用が期待でき、また初期の救急救命にも有効であるため、とりわけ今年度は、全国スポレク祭やクロスカントリー大会などが全国規模の催しを控えておりますので、より一層の備えが必要となっております。

さて、AED導入の考えはあるのか、ということでもあります。またどこに今設置してあるのかということでもあります。すでに、名和診療所、大山支所及びデイサービス事業に対応するための社会福祉協議会にも導入をいたしております。

先ほど申し上げましたようなイベント、例えばマラソン大会等にもこの名和の診療所のAEDを配備して対応してきているところであります。さらには、不特定多数の皆さんが利用されます本庁舎や中山支所にも設置を検討して参りたいと考えておるところであります。

次に、平成16年7月から医療機関以外の方以外でも使用できるようになったことだが、町の取り組みはいうことでございます。

先ほど申し上げましたように、このAEDの取り扱いができるものは、講習会の受講者と規定をされております。これまで3人の職員が講習会に参加をしておりますが、さらに30人程度の資格者を養成するため、大山消防署のご協力によりまして、実は今月でありますけれど、28日の水曜日午後1時から保健福祉センター大山で、AEDを使用した救命講習会を開催する予定をいたしております。

最後にこのAEDの価格は、どのくらいかということではありますが、現在町や社会福祉協議会で購入しております機種の場合は、1台当りおよそ30万円だというふうに聞いておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 支所などに検討すると、などというのがちょっとな

なかなか分からないわけですが、大山町はスポーツランド、大きなスポーツランドがあって全天候性ということで、今はどうなのか、ニッセイ、日本生命の陸上部、あるいは大山の方でラグビー、サッカー、大学のチームなどが来て活発に夏などは利用されていると聞いています。そのあたりですね、どうも聞きましたら30万くらいで買っておられる。実はレンタルもありまして、その辺でレンタルされるようなお気持ちがあるのかなというのが、一つは一点。そして、そのスポーツランドを含めてその辺で検討されているのかなというのが、それも含めて回答願いたいなと思っております。

そして指定管理者ということをちょっと絡めますと社会福祉協議会というのが、今度指定管理者というふうになった場合、この機械をどのように扱ってですね、それをじゃあ従前のように置くのかというようなことを考えられたのかな、というのは、これは有効期間が多分7年、使用期間といえますか、というふうになっておるはずですよ。その辺でこの指定管理者、福祉あたりにですね、入ってきますと当然金額の折り合いといえますか、というようなことで、町が入れておってもいずれなくなってしまうような可能性がなきにしもあらず、というようなことを考えます。まあ、この前向きな検討ですので、長い話は止めようと思いますが、病院以外の心停停止件数が年間2万から3万、交通事故の3倍から4倍ということで亡くなった方がこれくらいおられるというようなことだろうかなと思います。その辺を考えられまして、もう一度町長の取り組みの回答をお願いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきます。まず、社会福祉協議会の件であります。最初に説明不足でございました。お断りしておきますが、社会福祉協議会に置いてありますのは、社会福祉協議会が購入した除細機でございますので、これは社会福祉協議会の責任の中で管理運用し、今後も対応していかれるのではないかと考えております。

で、まあ先ほども申し上げました人の出入りの多い本所や中山支所、大山支所にはあるわけありますから、こういったところにも検討していきたいというふうに申し上げました。まあその他、スポーツ施設等にも配置をすべきではないかなというお考えだというふうに思います。そういった場所もこれから必要になってくるのではないかなというふうに思っておりますが、いずれにしてもそれを使える、要は対応できる講習を受けたものも増やしていかなくちゃならないと思っておりますので、そういったところも合わせてその必要な場所を検討しながら対応を考えてまいりたいというふうに思うところです。よろしく願いいたします。

○議員（2番 西尾 寿博君） 了解しました。続きまして2番の方に移りたいと思います。

2番目に皆さんご存知だろうと思います。前にも一般質問されたのかなというふうに思っております。日本海を舞台にした国内最大級の麻薬密輸事件についてござい

ます。

平成14年12月27日に旧名和町の海岸に漂着した234キロ、末端価格142億の事件でございます。時間と捜査が進むにつれてその全容が明らかになっております。この事件はだいぶ時間がたっておりますので、もう切れ切れになるのかなと思っておりますところ、昨今ですね、6月の新聞でもそうですが、全国紙にも国内問題として取り上げられ、紙上を賑やかしております。それというのも出所が北朝鮮だということ、そしてツルボン号なる船から鳥取、島根県境沖で4回投下し、1回の失敗がこの事件、ということは、これは常時やっておるのではないのかなということで大きくなったのではないかなと思っております。

皆さんご存知のとおり、この覚せい剤は大変人に大勢の人の体を蝕み、その上既に逮捕済みの暴力団関係者はもとより関与した暴力団の莫大な資金源になっておることでしょう、と思えます。そしてこの不幸なことにこの町からも関係者が逮捕されています。国際社会に背を向け、そして麻薬・覚せい剤の密輸や紙幣の偽造にとどまらず、拉致や核開発、北朝鮮のこのような一連の行動によって莫大な利益を産んでいます。

また、私をもっと頭にくるのは、密輸船ツルボン号をやすやすと境港から出港させてしまう日本の不甲斐なさに憤慨いたしております。このような事件の防犯体制として有効手段は国境で食い止めるか、あるいは水際で食い止めるか。日本の場合、この複雑で長い沿岸防備は大変やりにくい、というふうに言われております。

そこで密漁というようなことも要関係者では、多々あると思えますが、それも含めてこの沿線の、沿岸の人命と財産はどのように守るのか、というようなことと、先ほど北朝鮮の話をしました、この日本海を取り巻く問題が、一週間前までは竹島問題、そして3日、4日前からは今度は北朝鮮のまたテポドン、というように次から次この日本海を取り巻く大きな問題が出ております。

そこで16年6月に成立された有事関連法案の中の国民保護法、これの取り組みはこの大山町はどのように取り組むのかなというようなことで、この2点を町長の方からお答え願います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは答弁をさせていただきます。平成14年12月に、旧名和町の豊成海岸に漂着いたしました大量の麻薬密輸事件の捜査の全容が明らかになるにつれて、四方を海に囲まれた日本の特徴的な地形における沿岸警備体制のあり方や、国際テロリストの国内侵入をどう未然に防止するかなど、その方策が広く問われております。

このようななか、沿岸警備、大変難しい課題になるわけではありますが、どのようにして人命、財産を守るかというご質問でございます。基本的には、沿岸警備は海上保安庁や警察の主要な業務であります。海上保安庁は、日常的に海上を巡視し不審船や集団密航の監視摘発を行っておりますし、警察では、湾岸警戒を強化し密航事件、密輸

事件の水際での防止に努めてきております。

しかしながら、海上保安庁、警察など行政の活動には限界があります。やはり、地域の安心安全は自分たちで守るといふ、地域のみなさんの自主的な活動が大切でありますので、海上の地理・地形に精通をしておられる漁業協同組合や警察からの委嘱により沿岸防犯活動に取り組んでおられます沿岸防犯協力会等の関係機関と連携を図りながら、安全で住みよい地域社会を実現するため、生命財産に危険を及ぼす犯罪・事件の未然防止に、努めてまいりたいと考えております。

次に、国民保護法の取り組みについてであります。国民保護法は、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」と言いまして、国民保護とは、わが国が武力による攻撃を受けた場合、または大規模テロ等があった場合に、国、県及び市町村が住民を守る仕組みをいいます。

市町村の最も重要な役割は、住民の皆さんの生命、身体、財産を守ることであり、国民保護法は、国、県、市町村及び各種機関が住民との協働により、その任務を具体的に遂行することを定めております。

この市町村の任務で最も重要なのは、武力攻撃事態等が発生した、あるいは発生する可能性が高いと判断された場合、いかに安全に住民を避難させ、また避難先での生活を確保するかであります。

その取り組みの指針として、国民保護計画及び住民避難マニュアルの策定や、策定された計画に沿った訓練実施が規定されております。町では、現在この国民保護計画、住民避難マニュアルの策定中であり、今後住民の皆さんのご意見をいただきながら、実効のある計画マニュアルづくりに努めてまいる所存であります。以上で答弁終了です。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 策定中と。国民保護法の第35条の市町村国民保護計画ということで、策定中ということでしたが、現在これちょっと資料が古いんだと思いますけども、4市町村が計画策定準備中ということをやっておるということになっております。これ発表しておりますが、計画策定日というのが、項目にございまして、一番早かったのが三朝町、これは3月1日、今年ですね、18年の3月1日が策定日ということで、昨年12月に県と合同で、大変ヘリコプターなどを動員しながら大掛かりな訓練をやっておるみたいでございまして。この策定中というのが、策定日をまず決めて、それから準備をしながら、ケツを作ってそれから策定するというふうなことになろうかと思っております。まず、この協議会の設置運営だとか、そんなことがあると思っておりますが、その辺を具体的に策定日などを作られているのか、いうことをお聞きしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、今策

定の状況等、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（諸遊 雅照君） ただいま西尾議員さんの方から、国民保護計画の策定日のことにつきまして、ご質問をいただきました。

現在西部地区管内、国民保護ということになりますと、なかなか一つの町村だけでその防御なりあるいは避難計画等が立てられる問題ではございません。そういうふうな観点から、ただいま西部の町村の中でそれぞれがグループワークといいますか、そういうふうなものを設けながらこの保護計画について策定の検討をしておりますし、その保護計画が出来た時点、なるべく早くこれをしなければいけないということはよく存じております。そういうふうなこともありますので、いつということは今の時点では申し上げられませんが、早急に西部の町村の中で、取り分けこの近隣の町村の中でこういうふうな保護計画の協議調整をいたしまして策定をしてまいりたいと考える次第でございます。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 西尾 寿博君。

○議員（2番 西尾 寿博君） 私これ実はですね、保護法ができて鳥取県は福井県について2番目に早い。まず昨年2005年に県、あとは都道府県ということで策定せよ、そして6年に各市町村に策定せよ、というような求め、国の求めだったのかなど。その中で鳥取県は福井県について2番目、というのがですね、福井県は何故一番なのかなということになると、美浜、高浜、文殊などの15施設の原発施設がある。課長が先ほど答弁したようにですね、西部地区の大掛かりな大変大掛かりな訓練になるようでして、市町村もちょっと大変だと、県も大変だというようなことも聞いております。

その中で西部は何故なのかなといいますと、どうも島根の原発の関係でですね、実は10キロくらいの範囲内で危険があるじゃないかなというようなことを言っておりますが、実はそうじゃなくて100キロ、200キロの範囲など、その中で実はこの米子、例えば大山を含めた距離的に言うとなんか30キロ以内に入っていますよと、ということなので大変重要なというようなことがありまして、鳥取県は2番目に手を上げたのかなど。策定が17年の7月というふうになっておりますから、結構早い段階で1カ月、ちょうど1年、施行が9月ですから1年以内に立ち上げた。早い方なのかなというふうに思っております。

その中でどうもみてみますと、凄く大変そうなことが項目がたくさん並べてありますが、実際にこれは本当でしっかり取り組んでやれるんかいなど、県も大変なことだなというようなことを聞いておりますので、大変なことは大変だということで県に言われるとか、逆に言うと、私この防犯の話をしなすと沿岸警備が大変難しいということで、実はその方面にじゃあ大変だということで、電灯あるいは管理道なりああいったものを国の方に当然協力するわけですから、その辺の要求なりもしていくというよ

うなことも逆に訴えていくというようなことも逆に考えながらですね、この国民保護計画に条件も出されたらどうかなといろいろ考えたりもしております。そのへんの考えはどうかかなと、凄く大変だと思いますので、それを含めて大変だから実はこんな協力もしてくれというふうなとか、言ってもいいかなと、みたいな感じはしておりますが、その辺の考えはあるかないかみたいな、町長お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 西尾議員さんの再質問に答弁させていただきますが、国民保護法の中で市町村の役割、一番大切なのは、外部からの武力攻撃に対して住民を安全にいかにか早く避難させるか、これが一番大きな課題ではないかなと思っております。そういった中で国の定める状況なり、あるいは県の国民保護法に取り組む計画、それと合わせて直接住民が関係している自治体としてどうしていくかということ具体的にはマニュアルとして計画を作らなければならないのではないかなと思っております。まあそういった課題を何がそのためには必要なのか、どういう体制を作らなくてはいけないのか、あるいはどういう環境整備をしていかななくちゃいけないのか、そういったことを検討していかなければならぬだろうというふうに思っておりますが、そういったものが、明らかになってきたときには、それに対しての整備なり体制作りの要望というのはもちろんしてまいらなければならないというふうに思っております。まあ今、その計画の策定の準備なり策定を仕掛けてるところでありますので、そういった中でそういった課題が出来てくれば当然国や県に対して要望はしっかりしていきたいというふうに思っているところであります。以上であります。

（「いいですか」と呼ぶものあり）

○議長（鹿島 功君） ただいまの質問が3回になりましたので、会議規則第55条のただしの規定によりまして、この質問の発言はこれで終わりにしてください。

（「分かりました、じゃあ終わります。」と呼ぶものあり）

○議長（鹿島 功君） 次、6番 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 森田でございます。一点について質問をいたしたいと思っております。通告にしたがいまして質問いたします。

大山蓮浄院の整備についてということでございます。志賀直哉の暗夜行路執筆の地、大山蓮浄院は、地権者問題が解決し、本年度当初予算に蓮浄院整備測量設計委託料200万円が計上されました。また蓮浄院整備につきましては、マスコミにも取り上げられたところでもございます。自然と歴史の大山に新たに文化の魅力を加え、大山活性化へ期待をいたしたいと思っております。

しかし、多額の事業費を要することでもあります。十分な協議、計画が望まれるところでございます。次の点につきまして町長に質したいと思っております。

一つ、具体的な整備計画につきまして、二つどのように利活用されるのか。三、波及性を高めるためにも、蓮浄院活用とあわせ、大山寺地区活性化の10年ビジョンを立てて計画的に取り組むべきと考えるわけですが、どうでしょうか。以上よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは森田議員さんの大山蓮浄院の整備についてのご質問に答弁させていただきます。

文豪志賀直哉氏の長編小説「暗夜行路」最終章における重要な部分を、大山における主人公の行動描写が占めており、その主人公が滞在した舞台になっているのが大山寺の支院であります「蓮浄院」であり、志賀直哉氏自身が逗留し、その体験に基づく描写であることは、あまりにも有名であります。その蓮浄院が住職不在となり、荒廃が進んでいたことから、平成10年頃より保存運動が行われていました。蓮浄院の立地が登山道に面しており、重要文化財阿弥陀堂にも近いことから、当時の大山町としても対策を講じることとし、平成14年度には用地買収費及び測量設計費を予算計上しましたが、所有権の帰属について争いが生じたため事業を凍結しておりました。ようやく昨年、紛争に決着がつき、町長の諮問機関であります「大山活性化方策検討委員会」を始めとして整備についての検討を再開し、本年度予算に調査費を計上いただいたところであります。

残念なことに、今年の記録的な豪雪により建物の大半が倒壊してしまいましたが、先日鳥取県教育委員会による文化財的価値調査を行うと共に、地元住民の皆さんの協力により荒廃した境内の清掃活動を行っていただきました。

さて、ご質問の具体的な整備計画や利活用の方策などについてであります。現在、教育委員会で蓮浄院周辺を中心とした僧坊跡の調査事業を行っております。最終的には平成20年を目標に国の史跡指定を目指しているところであります。この調査結果も踏まえ、このエリア全体の活用方策について慎重に検討していきたいと考えております。ご指摘にもありますように、単に蓮浄院の整備という単発事業にとどまらず、阿弥陀堂を含めた西明院谷地区、そして大山寺地区全体の将来像を見据えた整備計画とする必要があると考えております。当面は、残存する建物部分の調査を継続し、重要な文化資産の保全を図り、各方面からのご意見を賜わるなかで、仮に復元すべきとなった場合にも対応できるよう万全な体制を期したいと考えておるところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長（鹿島 功君） 6番 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） 先ほどの答弁の中で一言、仮にということがありましたので、仮に整備をしない場合もあるのかなという具合に、逆にとったわけですが、これを整備するということになると、用地についても先ほどちょっと触れられましたように町の方で買い求めるというようなことも当然起こるわけですが、

先ほど平成20年の国の史跡を目標にした周辺の僧坊跡の調査ということがあるわけですが、こういっただけを、この蓮浄院についての利活用、整備するのにかしないのかということについての目処はいつを目途にしておられるのかということ、まずお尋ねしたいと思いますし、この蓮浄院の整備についての提案はですね、かつて合併する前ではありますけれど、町と、県と町とあるいは地元関係者の中で、大山地区、大山地域振興推進本部という組織があり、その中で県知事の方からこの蓮浄院の話もで、蓮浄院の整備について火がついたという経過もあるように記憶をいたしております。現在こういった県との関わりは、この蓮浄院問題についてはどのようなになっているのかということも合わせて尋ねさせていただきたいと思っております。

それからもう一つ、大山活性化方策検討委員会で協議をしておられるということであるわけですが、どのようなメンバーであるのかということについて、メンバー構成、分かる範囲内で結構でございますのでお願いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 森田議員さんの再質問に答弁させていただきたいと思っております。いつ頃を目処にするのかというご質問でございました。先ほど申し上げましたように単発で蓮浄院をただ復元をするということではなく、やはりあの周辺全体の利活用を含めて、どういう役割を蓮浄院に位置づけるのかということを考えていかなければ、ならないというふうに思っております。単に志賀直哉があそこで構想を練った蓮浄院ですというだけではやはりせつかくの整備する効果は薄いというふうに思っておりますので、やはり先ほど申し上げましたようにあの周辺僧坊跡、阿弥陀堂含めてそういったところとどういふふうにつないでどういふふうを活用していくかと。で、どういう役割をこの蓮浄院に持たすのかということを考えていかなければならないと思っておりますが、その辺のところの計画、方向性、これをやはり早いうちに出さなければならぬというふうに思っております。先ほど復元と言いましたのは、そのまま復元をするということなのか、それとも記念館のような形である程度似たような規模縮小したもので、そういった目的とする機能にあつたもので作っていくのかということ、それも含めて考えていかなければならないというふうに思っております。

県との関わりということですが、これについては先ほど来、議員さんがおっしゃったような経過があるというふうに私も聞いておるところであります。知事の強い意向があつたというふうに私も聞いておるところでありますので、当然これについては今も県の方にこの計画について、県のご支援を十分いただくようにということの中での話は進めておりますので、一緒に蓮浄院の問題については取り組みを進めてきておるところであります。

最後の活性化委員会のメンバー等については、ちょっと私詳しく把握しておりませんので、担当課長の方から分かる範囲の中で答弁させたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。
大山活性化方策検討委員会の構成ということでございますが、委員12名で構成いたしておりまして、構成といたしましては、大山に住んでいらっしゃる僧職の方、そして旅館等観光事業関係者の方、そして町職員の内のいわゆる中堅職員と言われる職員、そして県の教育委員会文化課、観光課、西部県民局の振興課の大山中海観光室、そういったところからの代表の方、合計12名で組織をして、座長は大山参道振興会の代表の方に努めていただいている組織でございます。以上です。

○議長（鹿島 功君） 森田 増範君。

○議員（6番 森田 増範君） そうそうたるメンバーの構成で委員会を進めておられるわけでございますので、期待をするところでございますけれども、やはりこの蓮浄院の活用の整備について、タイムスケジュール、先ほどいつかということについては町長の方から具体的には話はなかったわけですが、秋まで頃とか今年いっぱいとか今年度いっぱいとか、一つの目処の中でやはり取り組んでいかねなければならないのではないかと思います。特に200万という測量設計委託料、これは用途はいろいろあると思いますが、計画されて計上されたということで、その当時の説明では検討委員会の方向性、提案を待って執行したいというようなお言葉があったように私は記憶しておりますが、間違っている場合には、お許し願いたいと思いますが、そういう予算も計上されておるわけでございます。

一つ、もう少し具体的にこの蓮浄院活用については、いつを目処にしていくのか尋ねたいと思います。特に、20年の国の史跡調査、国の史跡を目指してということであるわけですので、当然そこまで待つということでないわけで、計画書をしっかり作っていかねば、なっていないと思いますが、是非ともこのいつまでにやっていくのかということについても一つ尋ねたいと思いますし、合わせて現在10月までにとり進めておられます大山振興室のめぐみの里構想の中には、当然今度は間に合わないということになってくると思うわけですが、そういったことの中との関係についてはどのように考えておられるのか、尋ねたいと思います。最後になりますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再度の質問に答弁させていただきます。今これ具体的に秋なのか、何月なのかということまで言えということでありまして、ちょっとそこまではなかなかそこまでは今この場で断言はできませんけれど、ただ私の思いとしても、蓮浄院の跡ってというか蓮浄院、これを先ほど来申し上げておりますように、その一つの地域の拠点として位置付けて活用していかなくちゃならないという思いは持っておりますし、県も蓮浄院、これの整備の必要性は理解を示していただいておりますので、したがって整備をしていくことは、もちろん思いとしては、

持っております。だからそれを今の僧坊跡等の問題や史跡の全体の報告書を受けながら、じゃあそれを人を呼ぶにはどういうふうな位置づけにして、どういう整備をすればいいのかという計画ですね。その計画をいつ頃までに立てればいいのかということであるならば、これは早いうちに立てなくちゃいけないというふうに思っておりますが、そういった作業の進みぐあい等を見ながら、できるだけ早いうちにあの辺の、周辺の計画についてはお示しできるようなものを作っていかなければならないと思っておりますが、それと10月の全体の大山の今のめぐみの里構想の中でのプログラム、これと同時に進行できるかということ、なかなかそれもまた難しいと部分もあろうかと思っておりますが、いずれにしても大山の活性化の中で、蓮浄院周辺の活用は大事であるという認識は十分にもっておりますので、そこら辺のところお汲みいただければなと思う次第であります。

○議長（鹿島 功君） 観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 事業推進の目処についてということでございますけれど、先ほど町長が申し上げましたとおり、現段階でいつ頃ということをお示しすることは残念ながらできませんが、現在着手いたしております調査でございますが、ご承知のとおり、倒壊が非常に激しいために当初計画しておりましたように調査が進んでおりません。倒れました建物等を部材等を一つ一つ除去しながら、調査を進めていく必要があるということでございます。現在地の調査を終えるまでに、今年いっぱい、雪が来るまではかかると見込んでおります関係で、今年度中の整備方針策定というのは、現実問題といたしまして困難というふうに認識しておりますので、ご報告させていただきたいと思っております。以上です。

（「終わります」と呼ぶものあり）

○議長（鹿島 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は2時15分にしたいと思います。

午後2時2分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（鹿島 功君） 再開いたします。20番 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） みなさんお疲れのようでございますので、なるべく早く終わりたいと思っております。ご協力お願いします。

最初は、朗読いたします。一点目は、幼児教育振興計画の策定についてであります。人間は、理性をもった動物である、ソクラテス。人間社会生活をする動物である、アリストテレス。動物はただの機械にすぎないが、人間は魂の支配する機械である、デカルト。人間は考える葦である、パスカル。どの答えもみな人間の一面を言い当てています。

しかし、現代の科学は、こういった人間の特徴がすべて大脳の発達によって生まれ

たものだということをつきとめ、人間は特別大脳の発達した動物であると答えるようになりました。

子どもの成長を促すことは、すなわち脳を育てる仕事といつでも間違いないと言われています。脳科学は脳の成長するプロセスからみて、0から3歳までの環境づくりが特に大切であり、遅くとも8歳頃までにはその後の人生を豊かに過ごすための基礎を作ることが望ましいと考えられています。幼児教育課を設立されましたことは、誠に喜ばしいことだと思っています。

大山町は、教育の町を標榜したかのごとくであります。そしてその策定に入っているようでもありますので、次の7点を質問いたします。1つねらい、2つ目内容、3つ計画、4つ共同保育は、5つ道徳性の芽生えを培う、6共育者、共に育てる者としての保育士、保護者、地域の研鑽は。7保育所は大学と同じくらいといいます。その意味はどういうことですか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 西山議員さんの幼児教育計画の策定についてのご質問にお答えします。

本年度より保育所を教育委員会が所管することになりましたことを機会に、本町の幼児教育の推進方策を定めたいと考えております。先般専門家や町内関係者13名で構成いたします「幼児教育振興計画策定委員会」を設置いたしました。

第1回目を今月の末に開催し、9月の終りまでには結論をまとめたというぐあいに考えておるところであります。

次に共同保育についてのお尋ねですが、本町の保育所は共同保育所ではありませんが、共同保育が目指す保育士と保護者、あるいは健常児と障害児等が同じ仲間として共同保育をしていくことはとても大切なことであると考えておるところであります。

次に、保育所で道徳性の芽生えを培うことについてのご質問でございますが、保育園児の基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、社会的なマナーなどの能力を培うために保育のあらゆる場面で取り組んでいるところでございます。また、保育所だけの活動にこだわらず放課後の児童クラブなどの場面でも道徳性の芽生えやその育成に配慮した取り組みを、現在進めているところであります。

次に共育者という言葉でしたが、共に育つという、共育者としての保育士、保護者、地域の研鑽についてどうかということでございます。保育士につきましては、当然職務として県や西部地区の保育協議会とかあるいは県教委が主催する研修会で研修を回っているところでございますが、議員のおっしゃるとおり保育士と保護者、地域の皆さんが同じ視点で子どもたちの成長に取り組む中で、親も子どもも共に育っていく、こういう考え方はとても大切でありますので、現在そのための実践や工夫を重ねているところであります。

最後に保育所は大学と同じくらい大事ではないか、というご質問ですが、どの子ども

もも豊かに伸びていく可能性をもっていると信じています。特に乳児から幼児期にかけてはおっしゃるとおり人間形成の基礎を培う極めて大切な時期でありますので、保育所と家庭とがいっそう連携を密にして幼児教育課の成果、こういうものにつなげていきたいとこういうぐあいに考えておるところであります。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） ねらいと内容と計画は、これから作るというふうなことも分かりませんが、そういったしますとまず始めに、幼児教育課を作るのは、いいですか、自然成長論の克服ですか、これが一つ。それからその幼児教育振興計画策定すれば、保育目標なり保育方針なり目指す子ども像は変わりますか。それからですね、子どもの脳を育てる、育て直す環境とは、頭の良し悪しを決定するのは何かと質問します。これは当然入るでしょうね。こういうことを考えて幼児教育課を作ったと思うですよ。で、私たちが子どもの頃はですね、脳の重量と知能が比例すると、脳の大きいもの、それから脳のしわが深く多いほど頭が良いと言って大きくなったんですね。

ところが否定されているみたいですね。で、新生児の脳の重さは380グラムぐらいだといいます。大人は1,250から1,280ぐらいだといいます。で4歳ぐらいまでに大人の脳の85%から90%になるという人と、男性は1,300ぐらい、あるいは1,400ぐらい、女性は1,200から1,250だと言われる方がおります。教育長は、この1,250から1,280の立場をとりますか。1,300から1,400、1,200から1,250、どちらをとりますか。学校の先生ですから。特に先生は養護学校の校長、高校の校長までされた。それでですね、脳の重さとか大きさとか重さとか、しわじゃなくて今はこのニューロンというもので、この働きが子どもの成長を助けるものだと言ってますよ。みなさんに協力を願っておりますので、この辺でやめてどんどん進みます。

それから胎児教育ということが、胎児教育と言われてますけれど、何で胎児教育が大事なかということでこの間ある人に聞いてみましたら、妊娠3、4カ月の時期に胎児はその母親の思うこと、考えることが分かるんだそうですね、びっくりしました。女性の方がおられますが。赤ちゃんは3カ月、4カ月でもお母さんの思うこと考えが分かるので、胎児が大事だということのようですよ。胎児教育をどのように保育園で考えておられるんですか。

それからさて教育長、共同保育の場所でないとおっしゃいましたが、保育園というところはそうですか。共同保育の場所じゃないですか。ある人は、障害児は6.3%いる、こういうふうにおっしゃいました。ある人は5%だと。この障害を持つ子ども達を地域が育てようということで保育所には健常児も障害児も一緒に行ってもいいと、その場所だと思っけど、共同保育の場所じゃないとおっしゃいましたね。これちょっと疑問です。それでね、共同保育というのは、共生保育、共に生まれ生きる保

育、だから統合保育とも言うんですよ。障害児と健常児を分けなくて一緒に保育する、現在でも障害のある子が出てませんか。小学校なんかはそういう場所でしょう。私はそうじゃないかと思いますよ。そこでね、進路公開の場所だと私言ってるんです。公の場所に初めて出ていきますから、もちろん家庭が一番ですけど、公の場所に出ていくですね、場所が保育所なんだと。それはその進路公開だと。保育園から生きていく間の進路をお互いが育てあって分かち合う場所だということ言ってるわけです。

で、またこれ少し古い話になりますけれどもね「孟子は善を責めるのは名優の道なり」とあります。人が悪いことをしておいたら悪いよ、いいことをしたらいいよと言いなさい、こういっておるわけです。保育園の頃からですね、そういうふうな考え方を育てないけん。したがって私は共同保育の場所だと思うのですが、どうですか。進路公開というのはどう認識していますか。

それから道徳の芽生えですね、で、ちょっと話をいたしますと、小学校の学習指導要領の第3章は道徳が出ておるんです。1年生から2年生には4分野15項目、3年生から4年生には4分野18項目、5年生から6年生には4分野21項目、国語は小学校では、中学校に向けた取り組みのためにそうするといってるんです。で、皆さんは保育園と小学校と中学校は連携せないかんと言ってる。だからそうすれば保育園の道徳的な芽生えは、小学校にどうつなげていくですか。取りあえずその辺で。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 大変難解なご質問で、答えきれないような感じもしますが、一番始めに再質問ございました。自然成長論かどうかという、ここは大切なことだと思っております。いわゆる自然成長論っていうか、子どもたちはある意味では成すがままに群れたり、あるいは生活している中で成長するという、こういう論で保育をしているところもございますが、町内の今保育所は、そういう論よりもむしろある意図を持って、目標を定めて保育をしていくという、こういう考え方でありまして、自然成長論というものに真っ向から取り組んでおるといって、こういう現状ではありません。

それから幾つかありましたんですが、共同保育ということですが、私が先ほど答弁させていただきましてのは、町内の保育所は、共同保育所ではないけれども、共同保育はしている、こういうちょっと言い方をさせていただきました。共同保育所というのは、国内のいろんな状況をみますと、保護者やあるいは一部有志の保育士などが、共同で無認可で保育所を立ち上げてそれを共同保育所とこういうぐあいにいって、かなりの実績をあげられたと。そういうやり方をしている共同保育所ではないけれども、というので私は敢えてそこを言わせていただきましたが、しかしその保護者や保育士が、子どもを中心にしてどういうぐあいに育てていったらいいかというので、いろんな知恵を出しあっているというその共同保育、これはやっぱり取り入れる部分はあろうかと思えます。言葉をもう一度繰り返しますと、大山町の保育所では、共同保育所としての取り組みはしていませんが、共同保育がめざす、保護者や保育士とが連携を

する、こういうところについては、充分取り入れているとこういうことでございます。

それから脳の話がございましたが、大脳というようなこともありましたんですが、幾つかのご質問に共通するのは、子どもたちは、特に保育所の子どもたちは、遊びを通して仲間や集団の中でいろいろ学んでいくと思うわけです。その学んでいく中で、いろんな体験や刺激を脳の中に残して、次の行動を起こす時にそれを蘇えらしたりあるいは判断をしている。従っていろんな体験をすることによって、子どもたちの脳は、いろいろ発達していくもんだ。それを保育所や、あるいは小学校で意図的にあるいはそういうことが発揮できる環境作っていかうと、こういう中で幼児教育と小学校教育ってというのは連携すると、こういう考え方で現在取り組んでおります。

それから胎教のことがございましたが、妊娠をしている時期から子どもはいろんなことを身に付けるといいますか、脳の中に刺激を受けて残していくという考え方については、ずっと以前から、こういう理論は完成していると思います。しかし、現実には保育所では生まれた子どもですから、胎教ではありません。幼児教育課を立ち上げた時に、保育所にきている子どもや保護者に教育の場、学習の場を作る、その次の段階に保育所に来ていないけれども町内にいる子どもや保護者、こういうところにも幼児教育課の職務権限を広げて、町民の方に教育サービスをしていきたいと、こういうぐあいにお話をしました。

で、さらに第3段として、そういう段階がある程度見通しがつけば、妊娠をして出産までの部分、当然これは福祉の中でそういう事業を組んでおるわけですから、そこと連携をして、そういう事業を展開したいと。福祉の方では今やっておるわけですが、教育委員会と連携して、妊娠中の胎教もやっていきたいと、こういうぐあいに考えております。第4段でいえばですね、高校生のころから、望ましい夫婦生活、家庭生活、こういったようなものが、必要でないかということで、今県教委の高等学校課を中心にしながら、それぞれの町村に望ましいそういう夫婦のあり方ってというようなことを高校生の時代から取り入れていく必要がある、こういったようなところも視野に入れておるわけでありましてけれど、幼児教育課として行うのは今胎教、こういうあたりはまだ手をつけておりません。

道徳のお話がございましたが、小学校に入れば当然学校ですから、道徳という教育の時間を設けております。しかし、小学校に入るまでの幼稚園、本町にはありませんが、あるいは保育所ではそういう時間は設けることはできません。現実的には道徳性を芽生える、そういう活動を行っていくと、こういう名で修学前に道徳性をいろいろ培って行って、小学校に上がった時には、教科指導として、起動に乗るようにこういう考え方です。

道徳性の芽生えというのの中の大きな柱は、二つあるかと思っております。一つは自分を磨く、こういうあたりと今一つは、他人の人に配慮するっていうか、自分以外にこの世の中に人がいるという、こういうあたり、他者の認識という言い方を学校で

はしておるわけですが、自分と他の人と両方がいるんだと、こういうものを通してそういう辺の道徳性、更に最近特に言われているのは、善悪の判断をこの修学前にしっかりつけなければいけないじゃないかと、道徳教育の柱の中に善悪というのがあるわけですが、それを修学前の段階で道徳性の芽生えの中で、悪いことは叱る、いいことをしたら誉める、そういう中で、子どもたちの善悪の判断力は育つと、幾つかの学校や保育所、幼稚園等で道徳教育の指定を受けている、そういうところもこの善悪の判断ってというのが、最近乏しくなっているんで、そういうところに力を入れるべきだということが上げられておりました、そういう辺のノウハウを大山町の保育所の中でも取り上げていきたいと。で、こういうものを一番始めに申し上げた幼児教育の振興計画の中の柱に据えていこうかと、こういう考え方であります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 協力するという約束をしておりますので、うそついたらいけませんので、簡単にまとめたいと思います。

今度、幼稚園の教育要領には、道徳の項が特に加わったわけですね。それ参考にしてください。今、小泉首相は収束を向かえておりますけれど、ご承知のように米百俵の故事を引き合いに教育の充実を強調したわけですね。教育があって人間になる、その人間があって国家が成り立つ、人は石垣、人は城と言われております。昔も今も国を守るのは金や鉄砲ではないと私は思っています。資源に恵まれない日本にとって人的資源が何よりも重要なことは言うまでもありません。大山町しかり、鳥取県しかりです。

で、県民の所得統計は、平成15年度までしか出しておりませんが、東京を100とした場合、鳥取県は60から55%です。この今頃ですね、経済の格差が教育の格差に響くと言ってますけれど、こういうのをあんな明治5年の教育が頒布された時から分かりきったことなんです。でね、DDPに対する比率で見ますと、初等中等教育費はアメリカは3.8%、フランスは4%、イギリス3.7%、ドイツ3%。韓国3.3%、日本は最低の2.7%、韓国にすら劣っているわけです。このようなことを考えて、教育長は鳥取県一の大山の教育を進めるようにちょっと決意表明してください。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 教育だけ独立して頑張るといふわけにはならないわけですが、大山町がいろいろな合併を機会にいろんな取り組みをしているわけですが、その中に教育の出番というのは重要であると思っております。新しい町づくりに教育の果たす役割っていうのはしっかり自覚して、職員と共に頑張っていきたいと、こういうぐあいに考えております。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 次に入ります。町誌にさいご踊りの記載を正し

くといっておりますけれど、正しくは言い過ぎですので、私感や主観を交えずにというふうに変えさせていただきます。町誌にさいご踊りの記載を。民族、芸能の分野に盆踊りの記載がなされると思います。旧庄内村、旧名和村、旧光徳村のさいご踊りは地域文化の伝承であり、保存の機運が高まっています。大山町さいご踊り伝承会は、昨年12月4日鳥取県総合芸術文化祭第3回鳥取県民謡まつりに出演し、踊り、口説き歌共に絶賛を得ました。ところがその起源、内容の記述が、歴史の記述が非常に不十分であったので質問いたします。

一つ、ひらがなのさいご踊りでしょうか。西の郷の西郷踊りでしょうか。隠岐の西郷町はどう言っておられますか。2番目は、米子盆踊りは県の無形文化財に指定されておりますが、発祥は旧名和町、旧大山町のさいご踊りだと言われております。起源、歴史をどのように認識しておりますか。これ敬老、伝承会からの、伝承会の人々からの聞き取りを大事に行っていますか。3番目、さいご踊りの口説き歌は何曲ぐらいあるのでしょうか。収録していますか。また無いとすれば新しく収録して欲しいと思います。4番目に明治・大正・昭和・平成と踊ってきましたけれど、一部にこのさいご踊りは昭和30年頃復活したと説く人がいるんです。これは大いに違います。古老に聞き取りされてはどうですか。5番目、盆踊り全般は優れた郷土芸能文化であります。伝承に町民と行政、教委が協働して歴史を作っていただきたい、文化を築き上げていただきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 西山議員さんの町誌にさいご踊り、この記載についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず町誌編纂ですが、中山町誌は現在編纂作業終盤というところがございますし、名和町誌、大山町誌は作業に取り掛かったところがございます。町誌編纂の中で、それぞれ盆踊りについては民俗分野、こういうところで立ち上げようと思っておりますし、記載についてはこれから編集、編纂会議等で立ち上げたいと思っております。

で、さいご踊りか、西郷踊りか、あるいは隠岐の西郷町はどう言っているかということのご質問についてですが、名和・大山地域の盆踊りの名称は「さいご踊り」とも「さいごう踊り」とも呼ばれ、呼称自体は一定ではないとこういうぐあいに思っております。

すでに発行した名和町誌にはどちらの呼称も使われておりませんが、大山町誌では「さいご踊り」、カタカナのサイゴ踊り、中山町誌には少し長い説明ですけれども「さいごう」とは、伯耆西部、つまり西部の農村から生まれた踊りというほどの意味を含めているものと思われる、というような記載があります。それから米子市の米子市史の方ですが、それを書かれた民俗編の盆踊りの権威者といえますか、米子高専の永井先生によれば、「さいごう」は隠岐の西郷とする説もあるけれども、これは疑問視されており、むしろ新しい説になると思いますが、在とか在郷踊り、町に対して在郷

踊り、これがなまったのではないかという、こういう説もある、ということでございました。永井先生は、自分自身としては、隠岐の西郷辺りを経て、弓ヶ浜から大山、名和辺りにかけて伝わったという説が自分の主張によくあっていると、こういうことでした。

実際に、隠岐の西郷公民館に聞き取りを行ったところ、隠岐の西郷では現在も盆踊りは盛んに行われているが隠岐自身は、西郷踊りとは呼んでいない、とこういうことでもございました。

それから米子盆踊りは、県の無形文化財に指定されていますが、発祥は旧名和、大山町のさいご踊りだと言われているが、起源、歴史をどのように認識しているかという、あるいは古老や伝承会の人から聞き取りを大事に行っているか、こういったご質問でしたが、同じく永井先生によると、いつから盆踊りが始まったのかということは、なかなか断定する資料はないと。けれども少なくとも江戸時代末期ごろには行われていたことは確認できる、ということでした。

それから古老あるいは伝承会の人からの聞き取りについては、町誌編纂の中で大事にしていかなければならないと思っております。

次にさいご踊りの口説き歌は何曲ぐらいあるか、収録してあるか、なければ新しく収録してはということでございますが、口説き歌については、少なくとも5・6曲はあるんでないかなと思っております。で、大山町教育委員会としては、収録された資料は持っておりませんが、昭和50年代の中頃、県の教育委員会の文化課がそういうものを録音して保存するという、こういう事業を展開してましたので、今そこに問い合わせ中ですが、今日現在これだというのが、まだ回答いただいております。たぶんその中にあるんでないかなと、期待しております。しかし、大山町教育委員会としてありませんので、そういうものを録音していくと、保存するというようなことも検討していきたいというぐあいに思っております。

それから明治、大正、昭和、平成とかけて踊って、昭和30年ごろに盆踊りが復活した、こういうぐあいに説く人がいるようだが、それはどうも違うようだということですが、盆踊りというのは、一定のものが、ずっと何百年も続くというものでもないのではないかと、生活様式等の変化に伴って次第にありようも変わっていくし、そういうものを更に地域によって、その後、部落行事として復活させたところや、保存会の方々の努力でまた復活すると、こういったところもあると思います。大山町としては、こういったような伝承のされ方、異なっておるわけですが、いろんな形で聞き取りをして残していくと、こういうことはとても大切でありますので是非やりたいと思っております。

最後のご質問に、盆踊りはすぐれた郷土芸能であるので伝承に力を入れるべきではないかということでございます。大山町内には、現在所子盆踊り保存会、大山町盆踊り伝承会、いさい踊り保存会など、盆踊りの保存会がいくつかあります。こういった

保存会だけでなしに、こういうすぐれた郷土芸能、教育委員会として町誌編纂に載せるというだけでなしに、資料収集や記録保存、こういうものを踏まえて活用とか、更にそういう取り組みっていうか、そういうものを広げていきたいと、しっかり町民の方にそういう良さを味わってもらいたい、こういうぐあいに考えているところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 西山 富三郎君。

○議員（20番 西山 富三郎君） 終わりにしたいと思いますが、こういうものがね、みなさん、鳥取県民謡まつりっていうのに、大山盆踊りということで旧庄内の人々が主に30人ぐらに昨年出演しているわけです。旧大山町の方も出演しています。そこに明治・大正・昭和の始め頃までですとか、昭和35年頃から復活し始めたとか、ここが気に食わんわけです。あのねうちの門で、私の実家で盆踊りがずーっと、明治・大正・昭和・平成と踊ってる、うちの門で。今は人権交流センターの方に変わりましたが。うちが盆踊りの会場だった。子どもの頃から見とる。戦中戦後若干は少し押さえたかもしれないですけど、終戦後どんどん踊ってますよ。私どもはそういう意味では、先輩からうちの盆踊りや中高の盆踊りやこの辺の盆踊りが、富士見町に行って教えて米子の盆踊りができたもんだと。米子の保存会の会長の中野いさおさんは私とポン友ですから、そうだと言っておるわけですね。そんな歴史があるのに、昭和30年頃から復活したと、とんでもないことです。民衆の歴史を冒瀆するもんだと。ご承知のように、文化芸能技術というのは地下伏流というのが川原に住んでおるものとかね、出雲の阿国さんだとか、そういうふうな人がですね、体を張って文化を残してきた。それを国はどういうふうに残しておるかといいますとね、3つの大きな劇場を作って残しておるわけです。国立劇場です。東京国立能学堂です。大阪の国立文学劇場です。こういうふうには、東京や大阪や東京に能学堂だとか文学堂だとか、国立劇場として、文化芸能技術の地下茎を残して完成したものとして発表しておるわけです。こういうものを参考にした場合、民衆の歴史を無駄にはいけないので、聞き取りをしながら名和町にですね、盆踊りがほのぼのと、ねえ、太鼓を聞いて大きくなったもんですわ。うちの門で踊ったのを否定しておるようなもんですわ。誰が書いたのかちょっとけしからんと思ってますけれども。怒るわけにもいかんしね、一つ盆踊りの伝承や継承を頑張ってくださいように一言。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 盆踊りをテーマに郷土のいろいろな芸能、あるいは生活に密着した私たちの先人たちが繰り広げたいろんなものをとても大切にしていけないけんという、こういうご質問で、私も同感でございます。大山のめぐみというのは決して大山だけでなしに文化の面でもあろうかと思っております。本年度大山町教育研究所を作って、そういったあたりにスポットを当てて町民の方に伝承しながら、文化の還元をしていきたいと、こういうぐあいに考えておるところです。以上です。

(「どうもみなさん、お疲れさんでした」と呼ぶ者あり)

○議長(鹿島 功君) 次、4番 遠藤 幸子君。

○議員(4番 遠藤 幸子君) 遠藤です。通告書にしたがって町長にお尋ねします。団塊世代を地域参画へ、2007年から団塊の世代が定年退職を迎え、地域に帰ってきます。豊富な経験や、能力を地域の活性化、まちづくりに活かさないものかと考えます。

また、県外に住む大山町出身の団塊の世代へ積極的に情報を発信し、どこに住んでも同じではない。自分の生まれ育った鳥取県のこの大山町で、住みやすく、夢の持てるまちづくりを一緒にやりましょうと呼びかけるのも必要なことと思います。

私の友達で、県外で働いている人が常に鳥取県に目が耳が向いていて、何か良い情報、チャンスあれば帰りたい。その想いは年齢とともに、だんだん強くなると話してくれます。総合計画の中にもUJIターンの促進に伴う定住化を図るとありますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長(鹿島 功君) 町長。

○町長(山口 隆之君) それでは、遠藤議員さんの団塊の世代を地域参画へというご質問にお答えさせていただきたいと思います。

定住化促進の施策につきましては、従来より町営住宅や分譲宅地の建設などの住環境整備や積極的な企業誘致による雇用の促進を図ってまいりました。また、子育て支援の充実や高齢者福祉の推進により生活環境の向上に努めてきたところであります。

こうした中、今後、いわゆる団塊の世代の方々が、定年退職を迎えられ、新たな生活を送られることとなります。本町といたしましても、ご質問の主旨のとおり、その豊富な経験や能力を地域で発揮していただき、町の活性化につなげていくことが必要だと考えておるところであります。

今後は、従来からの施策を継続するとともに、新たに地域の遊休資源の活用や人材活用システムの構築を図ってまいりたいと考えております。具体的には、田舎のルールや田舎暮らしの現実を体験したり、農作業の技術講座を行うなど田舎暮らし体験プログラムの企画により地域への愛着・イメージ向上を図ってまいります。UJIターン者の受け入れ方策として、地域の空き家、空き宅地、空き店舗と併せて遊休農地などの有効利用を図るとともに、UJIターン者の不安を解消するためアドバイザーの養成と活用に努めてまいりたいと思うところであります。

また、農林水産業や教育・歴史文化などの各種分野において豊富な経験や能力を地域で活かしてまちづくりに参画していただくシステムづくりをめざしてまいります。

そして今後とも、だいせんファンクラブ会員はもとより、様々な機会を通じて情報発信をし、定住化促進施策に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。以上でございます。

○議長（鹿島 功君） 遠藤 幸子君。

○議員（4番 遠藤 幸子君） 今少子化が進む現在人口減少はどことも同じことな
んですけれど、この団塊の世代を大山町に向かえることによって、少しでも人口の減
少に歯止めがかかるんじゃないかなって思う思いをもっております。そのために情報
の発信っていうのは、凄く大事なことだと思います。どういう情報提供団塊の世代ば
かりじゃなくて、いろんな年代、年齢層に情報を発信しておられるか、それをお聞き
したいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 遠藤議員さんの再質問に答弁させていただきます。今、ど
ういう情報を発信をしておるかということでございますが、一つには、大山出身者、
ゆかりの方々を対象にした大山ファンクラブ、これは旧中山、旧名和にありました組
織、それを一つにしてファンクラブというのを組織しているわけではありますが、そう
いった方々を通して、これは町報とか議会だより等、いろんな町の情報を配布をさせ
ていただいて、地域とのふるさとのことを思っただくような取り組みをしている
ところでありますし、大山町としてのいろいろな情報発信等さまざまな形の中で、取
り組んでおるところであります。今その団塊の世代、こういったものを定住対策
として受け入れていくという取り組みをしていく中で、私は大切なことは、ただ大山
町に来て住んでください、大山町にお帰りくださいという、そういう情報発信だけ
ではいけないというふうに思っております。要は受け入れをどうしていくか、受け入れ
体制を作っていかなければ、駄目なんではないかなというふうに思っております。そ
ういった中で先ほど申し上げましたように、空家とか、空き宅地、空き店舗、ある
いは遊休農地等、そういったのが今どういうものがあるかっていうのは今大山振興計
画の中で活用したいという思いで、調べはさせておるところでありますけれど、じゃあ
これを具体的に大山に来て帰ってきて、あるいは大山に住んで、どこに暮らせば何が
できて、例えば農業するにしてもその農業について何を作ったらいいのか、作る作物
には誰だれがこういう指導をしておられますよというところまでもやっぱり受け入れ
体制を作っていかなければ、ただ手を広げて、分譲地があります、はいどうぞ、大山
はいいところですからおいでくださいということでは進まないんじゃないかなとい
うふうに思っております。大山に家があり、家族を残して都会で今仕事をしておられ
る方が帰って来る分については、それなりの生活の基盤なり人脈があるわけですけれど、
さらに一歩進めた形の中でJターンとか、Iターンというのを取り組んでいくとなれ
ば、やはりそこら辺のところまでプログラム作っていかなければ、ならないんじゃない
かと思っております。そういったものをきちっと作成する中で、それを情報とし
て、都市部に発信をしていきたいなと、そういう取り組みを進めてまいりたいなとい
うふうに思っております。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 遠藤 幸子君。

○議員（４番 遠藤 幸子君） 町長の思い今お聞きしたところなんですけれども、私も現在大山町内に住んでる方もそうだと思うんですけど、自分が何かやりたい、何かを進めていきたいと思った時に一人でできること、一人で考えられることっていうのは限りがあると思いますし、一人で何か知らないところへ飛び込むことは本当に勇気のいることだと思いますので、そういう帰ってきた人であれ、町内に住んでいる人であれ、仕事を職を離れて地域に帰って来たときに、ああ自分はこのものに一緒にやっていけたらこれからの人生楽しいかもしれないって思うような、そういう情報なり、企画っていうですか、そういうところをやはり行政の方で何か考えていていただきたいし、自分たちでグループを作ってやっていくというのが、一番理想的なんではしょうけれども、そこにいくまでに行政の方で力を、力を貸すっていうんですか、そういうきっかけ作りをしていくような考えっていうのはお持ちでしょうか、お尋ねしたいです。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 再質問に答弁させていただきます。おっしゃるような、行政の役割も必要だろうというふうに思っております。今言いましたように、そういったプログラムを作ったり、それから地域の中で自分のやりたい事を見つけていただくための情報を発信したり、敢えてその場を作っていくことも行政の役割にはあると言うのは理解しております。

ただ、定住ということになりますと、行政とその住民だけの生活にはならないわけでありますので、やはりそういった外からの方々、あるいは、Uターンの方は今言いましたように、それなりの関わりはあるかもしれませんが、極端な話しが、IターンとかJターン、そういったゆかりのない方がお帰りに、お帰りっていうか大山町に住みたい、あるいはこういうことをしたいという時に、その地域の皆さんが、やはりそういったことを温かく受け入れていただくという、そういう体制作りをしていかなくちやならないんじゃないかなと思っております。

例えば農業に参入するにしても、一匹狼でやって行かれる部分はいいんでしょうけれども、ただやはり農業も一朝一夕にできるものではありませんので、それなりの農業のノウハウというものを指導していただくそういった組織、いろんな生産部会も含めていろんなものを向かえてやるような仕組み作りなり、雰囲気作りをしていかなくちやならないというふうに思っております。だから農業についても今ある住民だけで、高齢化が進む中で農業が継続されていける状況にはありませんし、やはり都会から定年を迎えられ、まだまだ55や60は若いわけでありますから、自分の思いの中で10年、15年、そういった地域の中で農業をやってみたいという方もあろうかと思えます。その時に、受け入れてやる土壌というか雰囲気がないと、行政だけが一生懸命騒いでもできないことでありますので、やはり、ややもすると山陰の住民性というのはおとなしくて、付き合えば非常に仲のいい付き合いになれるんですけども、最初のと

っかかりがなかなかとつきにくいというようなことも聞いたりするわけでありますので、やはりそういった雰囲気作りというものも住民の皆さんと共に作っていくことも大事ではないかなと思っているところであります。以上であります。

(「了解しました」と呼ぶものあり)

○議長（鹿島 功君） 次、13番 小原 力三君。

○議員（13番 小原 力三君） もう少しになりました、町長。頑張ってください。私も頑張ります。

それでは、6番議員森田議員の質問に重なるとは思いますが、また違った視点から質問させていただきます。

蓮浄院の修復は必要かということでございます。大山町は稲作、米作りの町でございます。小説、暗夜行路の文章に「予期できなかったのは、米の質が極度に悪いことだった」と。「食うに耐えない米で我慢している」と。「いつか減食する結果になり身体が弱ってくるように思われた」と書いてあります。飯食ったら体が弱るんです、町長。その点をちょっと知ってください。

それから吉村昭氏の1993年の文芸春秋の中に、著書の中でも「実際、私も大山の宿屋に泊まって食事をしましたが、米飯のまずさには呆れて、ぼろぼろしていて、艶も粘り気もなく、志賀直哉が驚いたのも無理はない」という文芸春秋の中にも書いておられます。そしてこれ今2回って書いてありますけれど、3回こういうことを書かれているんですよ、町長。3回も大山の米のまずさを強調され、この本を読んだ者は大山で栽培された米と勘違いし、また旅館にも泊まらないと思われ、大山観光にも悪い影響しないか、対策はどうとられる考えなのか、町長。あなたは蓮浄院を修復すると200万の調査費をつけたんだと。これでは今大山は米の町、観光の大山でPRしてる最中なんです。これがどっど、どっど風評被害で出てしまったら、どうにもこうにもお客どころかみんな逃げてしまいます。町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんの質問に答弁させていただきますが、蓮浄院の修復の必要性、その考え方につきましては、森田議員さんの質問に対しまして答弁したとおりでございます。西明院谷地区全体の整備の活用計画を検討する中で、具体的な方針を定めていく考えであるというところでございます。

今ご質問の米の話でございますが、暗夜行路最終章の一節にあります、食事に関する記述についてであります。主人公が大腸カタルで倒れるという結末でありまして、志賀直哉氏本人が「伏線をひいていた」と記述しており、実際の執筆が大山滞在の24年後であることなど、さらに、なにぶんにも大正3年の僧坊での食事でもありますので、あくまでも小説の世界の物語と理解しておるところであります。

また文芸春秋社から平成5年に発刊されました吉村昭氏の「私の引き出し」という随筆の中にも、暗夜行路の一節が引用され、氏ご自身も大山の食事のまずさにふれておられます。確かに大山にとってマイナスイメージを与える表現でありまして、大変残念なことであると思っています。おそらく、炊いてから時間の経過した米飯を提供されたものであるのではないかと思いますが、著作当時とはともかく、現在はこのようなことはまずないものというふうに信じておるところでございます。

対策と対応はとのご質問ですが、この著作は既に絶版となっております。今後に与える影響力は少ないものと考えております。それよりも「大山の恵み」、つまり町内の農業者の皆さんが心を込めて栽培された良質な食材を、心を込めて調理し、真心を込めてお客様に提供していくことが最も重要であると考えております。私も機会あるごとに、関係者の皆さんにお願いをしておるところでありますし、これからもお願いし続けていこうと考えておりますが、町内の宿泊業や飲食業を営む皆さんが、我が大山町の誇る最高の食材を最大限に活用していただきまして、お客様に最高の満足を与えていただき、旅の雑誌等に「大山の食事は最高です」というふうに書いていただけるようになることを願っておるところでありますし、そういう方針を実現させていくのが、今の大山めぐみの里構想ではないかなというふうに思っております。以上で答弁を終わります。

○議長（鹿島 功君） 小原 力三君。

○議員（13番 小原 力三君） まあ町長のおっしゃるところはよく分かりますけれど、やはり町長、あなたも旅をされることもあるでしょう。そうすれば、いろんなところを見回って、夜には風呂に入って、一杯飲みながらの食事、これは本当に楽しみでございます。その中でたまたま志賀直哉が泊まったのが、場所が悪かったのか知りませんが、蓮浄院というお寺ですからね、そういうところに泊まって食事が出なかったんじゃないかなとわしも想像してるところでございますけれども、やはり旅は食事が楽しみなんです。

そういう中で、こういう文芸春秋、全国版で刷られてみない、誰がまずいところに旅行にきますか。本当に米のまずい、ぼろぼろした志賀直哉も食わん、犬だし食わんような米を誰が金を払ってまで、旅館に泊まって食べるんですか。これができれば、どうしても志賀直哉、暗夜行路というものはセットで結びつくんですよ。PRしていかんやいかんでしょ、どうあっても。その中にこの一説も入ってくるんじゃないかなと私思うわけでございます。その点をもういっぺん踏まえてご答弁願いたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 小原議員さんの再質問に答弁させていただきますが、おっしゃるとおり、旅の楽しみは食事であるというのは、同感でございます。その食事、この大山町内、特に大山寺でどういった特色のある食事が出せるか、これは私は大変

重要な課題だというふうに思っております。皆生や一流旅館のような食事を出すの
いいのか、それとも本当に地元の文化やあるいは耕作者の皆さん、農家の皆さんの顔
が見える香りが漂う、そういった食事がいいのか、また大山ならではの山菜、自然に
恵まれた食材を使うのいいのか、そんなことは言うまでもなく、皆さん同じような
思いではないかなと思っております。

従って、大山は大山ながらの食事をそれも大山町としてのこれだけ恵まれた豊富な
食材を使った工夫していただいて、そういったおいしいものを大山で食べれるように
そういうこと取り組もうじゃありませんかということで今、関係の皆さんと一緒にや
っているわけでありますから、こういう取り組みは当然進めていきたいと思ってい
ますし、十分に宿泊業者の皆さんや飲食業の皆さんもご理解をいただいているものと思
っております。

このことと蓮浄院を修復することと、つなぐというのはあまりにも無理があるん
ではないかなというふうに思っています。蓮浄院を修復しようが、暗夜行路の小説は絶版
にはならないわけであります。吉村さんの小説は絶版になりました。しかし、暗夜行路は
不屈の名作でありますので、これは絶版にはならないと思っています。ただそういう
ふうにならなくておったけれども、大山に来て泊まってみてあるいは食事をしてみたら、
これはおいしいではないかというふうに逆に思ってもらえることによって、その落差が
大きくて大山はいいなというふうに逆に思ってもらえるんじゃないかなと思ってお
るところでありまして、そういうふうにならざるを得ないようにみんなで努力していかな
ければならないのではないかなと思う次第であります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 小原 力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 今、食事には努力せないかんとおっしゃ
ってますけれど、志賀直哉は今この世にはおりませんし、そして吉村昭氏、199
3年文集のこの吉村昭さんはまだ生きておられるそうでございます。大山町からそう
いうおいしい米を無償で送って今大山町はこういういい米を食べてるんだというアピ
ールもしたらいかがかと思っておりますので、次はと、次に進めさせていただきます。これ
は終わります。

大山道路の拡幅はということでございます。通称我々小さい時から大山道路、大山
道路と呼んでおって、馴染みの深いところで道路でございます。と、呼んでいる県道
大山口停車場大山線は道幅が狭く、最近、大型車の通行が増えタイヤが車道からはみ
だし、すれ違いにはお互いに一旦停止しなければならないような状況であります。そ
してまた中高の地域通っておりますけれど、中高地域に歩道もございません。そして
歩くにもジョギングにも危ないじゃないかなというふうに思われます。そしてまた高
田工業団地も相次ぐ増設に伴い、大型車の乗り入れが多くなっております。早急に整
備が必要だと思いますが、町長の考えはいかんということでございます。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは、大山道路の拡幅についてのご質問に答弁させていただきます。

通称、大山道路、これは大山口駅から大山を結ぶ大山地区の大動脈であります。かつては、大山への観光客が大山口駅から大山に上がる表玄関としての観光ルートでありました。しかしながら、米子道開通以降「大山道路」の交通量は減少傾向にあるのも事実であります。

山陰道が平成19年度に開通し大山道路にも大山インターチェンジが設けられ、姫鳥線、山陰道の全線開通時には再び「国立公園大山」の表玄関としての観光ルートが脚光を浴び交通量が激増することは想定されますし、当然のことですが「国立公園大山」「町内の観光地」へ誘導する仕組みも考えなければなりません。

現在、国道9号福尾から所子まで大山口停車場線のバイパス工事が施工されインターアクセスとしての機能は充足され、「大山道路」では、佐摩地内で二車線化の道路工事が進んでおります。県に対し継続工事の要望は勿論であります。来年度要望には平木から神原間、先ほどご指摘がありました区間ではありますが、この道路拡幅と歩道の設置を既に行ったところでもあります。

今後、大山インターチェンジ開通に向け、大山道路の観光道路としての充足度、観光誘客についての検討組織「山陰道大山周辺利用促進協議会」において観光ルートの機能強化に向けた検討を行い、関係機関に対し事業の推進を強力に働きかけて行く考えであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 小原 力三君。

○議員（13番 小原 力三君） 早急に検討すべきということでございます。ご承知のとおり、山陰道は無料化され、そしてまた境からも多くのコンテナを引っ張ったトレーラーが行き交うところでございます。それで今の大山電気のインターチェンジと言いますか、降りたり上がったるところがございまして、そこが多く使うんじゃないかと、そうすればどうしても早急な整備が必要でないかというふうに思っております。早急に来年、再来年でなくして、もうただいまからやっていかないと、大きな事故につながるような、大きな車でございます。15メートルか18メートルございます。自動車の長さがね、18メートルぐらいございます。トレーラーになれば、それが今度は行き交うんです。ああいうところで一旦停止をしたりなんかすれば到底ひっくり返るような路肩も弱いようなこともございまして、早急にやっていただきたいというふうに要望いたしまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鹿島 功君） 次、14番 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 最後になりました。お疲れでしょうが、あまり時間はとらないと思いますので、よろしく願いいたします。通告とおり、2点、質問い

たします。

県の広域路線バスの補助制度見直しの影響はということでございます。県より示された広域路線バスの補助制度見直しで、今後の補助対象路線は、合併後の新市町村にまたがる路線であること、そして、平均乗車密度は、二人以上という条件がつけられたようですが、交通弱者の移動の確保ができるような利用者本位の考え方で、さらには地域の活性化のためにも最低現状維持は必要である。

そこで（１）本町のバス路線への影響は、合併後の新市町村にまたがる路線というのは、当てはまりませんが、条件のもう一つ、平均乗車密度が二人以上というところにひっかかる路線があるかもしれません。（２）全町一体としてのバス路線再構築は、考えていないのかどうか、町長に質します。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） それでは岡田議員さんの広域路線バスの補助金見直し等についての影響というご質問でございます。答弁させていただきます。

広域路線バスの維持にかかる補助制度はただいま議員さんがご指摘のとおりの方角で見直し作業が進んでいるところであります。しかし、市町村やバス事業者からの要望や意見には、柔軟に対応することも県から示されているところであります。バス事業者との協議では、全路線を検討対象にして路線の統廃合、減便を含むダイヤ調整、廃止等、個別具体的な見直し作業を進めております。

町内すべての路線で経常費用が、運賃収入を上回り、いわゆる赤字路線であります。その赤字額を一定の要件を定めて、国、県、市町村が補填する制度がこの補助制度であります。

平成17年度実績では、大山町負担分が約2,700万円となりますが、利用する、利用しないに限らず、町民一人当たり約1,400円の税負担をお願いしていることになるわけでありまして。経常経費の節減にもかかわらず赤字額が増加する傾向が見られますし、また、一人の乗車もない便を有する路線もあります。こうした状況を受けての補助金制度の見直しが提起されたところであります。

そこでまず、本町のバス路線への影響についてでございますが、先ほど申し上げましたように、全路線が見直しの対象となっておりますが、そのうち、関係町村とバス事業者との検討段階では、中山地内で運行されています倉吉駅から下市入口の路線について既存の倉吉－赤崎系統路線に統合し、赤崎－下市間を廃止する案が今示されておるところでございます。この赤崎－下市間は、一日2往復運行し、朝と夕方の便は、下塩津から羽田井間を延長して運行されています。塩津－羽田井間は主に通学を考慮した運行時間となっておりますので、この路線が廃止に決定となった場合についての代替措置としての検討を今着手したところであります。

次に、名和地内の運行についてであります。昨年、米子駅－御来屋駅線、米子駅－前谷線を廃止をし、米子駅－下市入口線に統合した経過があり、当面現行どおり運

行し、利用状況を見守ることとして今回の見直しの対象にはあがっておりません。しかし、利用状況によっては、減便や廃止の対象となってくるところであります。

大山地区の運行につきましては、米子駅—佐摩線、種原—米子駅線、米子駅—別所線、草谷上—米子駅線、米子駅—草谷上線を検討対象路線とし、米子駅—大山口駅間の折り返し運行と大山寺・佐摩・種原・別所と大山口の間、これを利用実態にあった運行回数に見直す案などで検討をしているところでもあります。そういうことによって、路線の再編と減便が考えられるところでもあります。

次に、全町一体としての、バス路線再構築についてというご質問であります。赤字の補填を前提に路線を維持してきた経過がありますが、路線ごとの利用状況や路線設定を検証しながらバス路線の改廃を見極めていかなければならないと考えています。また、利便性の向上やバス事業者の経営努力には一定の限界もあります。

公共交通機関に求めるものと実際の利用とは大きな開きがあります。走っていれば安心感がありますし、運行回数が多ければ利用しやすくなると思われませんが、自家用車の利用によって公共交通機関の利用者は、年々減少してきているところでもあります。

事業者の経営努力によって運行経費は減少してはおりますが、逆に赤字額は増加の傾向にあります。また、バス路線と巡回バス利用者との町内の移動に係る負担に格差が生じてきている状況であります。移動手段が公共交通機関しかない方への施策をどう推進するかが求められますが、根本的な手立てが見出せない状況にあるところでもあります。議会の皆様をはじめ、多くの皆様のお知恵をお借りしながらこの対策を検討してまいりたいというふうに考えているところでもあります。以上で答弁を終わります。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 高規格道淀江一名和間が19年度に開通いたしますが、大山の観光にとっては、大山口、大山寺路線が、重要度を増すと思われれます。早急、簡単に廃止の方向へ向かわずに、将来を見据えた観光の足として確保していただきたいと思いますが、そこら辺の考え、それと旧3町が合併して大きな大山町になったわけですが、住民の一体間はまだまだの感がございます。支所、本庁を結ぶ路線とか、社会福祉、保健福祉センターあるいは診療所を結ぶ路線というのは考えられないのか、その2点について伺います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） 岡田議員さんの再質問に答弁させていただきます。先ほど申し上げましたように、バスの利用の実態をみますと異常に利用者が減少してきているのが事実であります。

そういった中で先般それぞれ一週間、一週間でありました。それぞれの便に実際に職員が乗車をし、これは県下一斉にやったわけでありまして、乗車をしどういった方々が乗っておられるかという調査、何人くらい、どういう区間におられるのかと

いう調査もしながら、今その対策について取り組みをしているところではありますが、おっしゃいましたように大山観光客もお見えいただかなくてはなりませんし、観光客にも利用していただきたいわけではありますが、実態としては、この路線を観光客が利用してらるってというのは、あまり実態としては見受けられないというのが現実のよう
であります。

そういった観光客に対しては、今広域的な三次交通として連携を図る、る一ふバス遊悠、これが空港や駅や観光施設間を結ぶルートで土日運行したりしております。そういった等の利用状況も検討していかなくちゃならないわけではありますが、いずれにしても町内のバス路線をどういう目的で、どういう方が利用があつて、どういう経路で運行していくのが一番住民にとっていいのかという視点で考えていかなければならないと思っておるところであります。そういった今、中でご指摘なりご提言もありました本所、支所間あるいは町内の施設間をつなぐバス路線、これも大事だというふうに思いますが、そういった需要がどのくらいあるのか、そういったことも考え合わせていきませんか、これを例えば事業者にバスとして運行させ、町が補填をするという形の中で運行していくという方法がいいのか、直営のバスの中で必要な部分だけ走らせるという方法がいいのか、そういったことも含めながら、今、検討をしかけておるところであります。いずれにしても効率的な運行をしませんと、定期バスというのは、人が乗ろうが乗るまいが運行させるわけありますから、それについて経費がかかる分は、やはり事業者には持たせられない、そしてその自治体なり県なり、一緒になってその補填をする中で対応していかなければならない課題でありますので、町内の実態等、しっかりと把握する中で効率的な、本当に利用していただけるバス路線はどういう路線がいいのかということは考えていきたいというふうに思っておるところでございます。また皆さん方からも、いろんな住民も皆さんの声とか、お知恵がございましたら、お貸しいただければありがたいなというふうに思うしだいあります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 14番 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 残念ながら、やむなく廃止と決まった場合は、住民への説明は十分に果たしていただきたいと思いますが、もう一度ご答弁を。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口 隆之君） バスのあり方、やはりこれ、今中山地区が日ノ丸バスの方から廃止をしたいということでの提案があつております。実態としてはほとんど利用がないところの中でそういう提案があつておるところではありますが、とは言え、今ある路線でありますので、当然そういった移項について、住民のみなさんのご意見も伺うよう、あるいは説明するような機会をもたなければならぬというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたように、バス路線を変更するにしても、どういうあり方がいいのか、どういう路線を通ればもっと利用がし易いのか、どういう時間

帯がいいのかっていうところも、そういう意味ではご意見をいただかなければならないのかなというふうに思っておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 了解しました。次の質問に移ります。

スポレク鳥取2006のPRを、今年10月21日から24の4日間、県内各地で第19回全国スポーツレクレーション祭が開かれます。本町では、ソフトバレーボールと3B体操が行われますが、あと4カ月となったにもかかわらず、町民の認知度、関心は今一つの感じがいたします。全国から多くの選手・役員等来町いたします。大山町のPRには、またとない機会でございます。大山町の観光資源や農産物などPRするためにも、もっともって町民の皆さんに関心を持っていただき、できれば何らかの形で関わりを持っていただくようにすべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 岡田議員さんのスポレク鳥取2006のPRをもっとというふうにご質問にお答えしたいと思います。

今ありましたとおり、本年度開催されます全国スポーツレクレーション大会に向けて、今年の1月1日付けで教育委員会の中にスポーツ推進室を設置して、大会の成功に向けて現在準備を進めているところであります。

本町では、2種目、ソフトバレーボール大会は大山総合体育館に約500人の選手を、3B体操は名和農業者トレーニングセンターに600人の選手をそれぞれお迎えする予定にしております。準備の状況ですが、実行委員会を設置して大会運営の準備を計画的に行っているところであり、これから町内の全ての小学校の児童によって参加する都道府県の応援旗を作って、開始式には参加チームを激励する、こういったようなことを考えております。

PR活動が不足しているんじゃないか、ということですが、県の広報活動とも連動しながら大山町としても、町報に掲載して町民の方々にお知らせしたり、先般行われたマラソンフェスタ等を利用して、県のマスコットであるとりピー君という着ぐるみを着て啓発を行ってきたりしているところであります。

さらに近々行われますみくりやポートフェスティバルや所子スポーツフェスタなどの機会を利用して同様のPR活動をしていきたいと、こういうぐあいに考えております。

次に、観光や農産物のPRをこの機会にしてはどうか、というご質問ですが、大会当日、特産品販売や観光PRを行うほか、前夜祭には町内各種団体有志による地元の食材を使っの自慢の一品料理を持ち寄るそういう手づくりのレセプションを計画しているところであります。

また期間中は、交流広場というものを設置して、おもてなしの心を大切にいたさまざまな取り組みを展開していきたいと、こういうぐあいに考えております。しかしま

あ、会場が限られているということで、町民の方に応援全て入っていただくと、こういったようなことはできませんが、大会を通じて大山町の素晴らしさを全国に発信できるよう残された期間、さまざまな機会、PRを続けていきたいとこういうぐあいに考えておるところであります。以上です。

○議長（鹿島 功君） 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） スポーツレクレーション祭りの大きなねらいは、後々まで、スポーツを愛する習慣といえますか、気持ちが永続するように、それがひいては、住民の健康保持に役立つと、大きな効果があると思います。その意味でも是非成功させていただきたいと思います。

先ほどの質問者の中にも、食事の件、ございました。地元大山町で、例えばどういう食事を出せというのが、指導されるのかどうか、食事が一番大きな関心だろうと思います。旅館の構造にもよりますが、旅館の雰囲気、宿泊した食事等によって、大山寺の評判が決まると思います。とてももてなしが良かった、あるいはいい食事が出たということで、それが口コミで広まり、もう一度行ってみようというような形になり、大きな観光宣伝となるとと思いますが、そこらあたりの指導といえますか、対策はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（鹿島 功君） 教育長。

○教育長（山田 晋君） 議員おっしゃるとおり、今まではスポーツは競技性といえますか、見るスポーツだったわけですが、こういうスポーツレクレーションを通しながら、実際やってみる、そういうスポーツに変わってきております。そのことによって、健康あるいはスポーツに愛好、心養っていくというような、こういうこともありますし、それからそれを機会に、人間の交流って言いますか、そういう輪も広がっていくんでないかと思っております。

来ていただく選手や役員の方には、だいたい大山寺あたりの旅館に泊まっていただくようにしております。以前国体でいたしましたように、これが定番の食事と、こういうサービスの仕方になしに、それぞれの旅館が工夫をしながら、多様な食事を提供していきたいと、こういうぐあいに考えております。具体的には、また実行委員会等、あるいはそういう方々に対して、いろいろお願いやらあるいは意見交換をしたいと思っておりますが、それぞれ旅館にはランクと言いますか、値段もあろうかと、そういうところも勘案しながら、大山町のおいしいものを提供していきたい、こういうぐあいに考えておるところです。以上です。

○議員（14番 岡田 聡君） 了解しました。以上で終わります。

散会報告

○議長（鹿島 功君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次会は、明日22日に会議を開きますので、定刻までに集合してください。本日はこれにて散会と

いたします。ご苦勞さんでございました。

午後 3 時 4 1 分 散会